

意 匠 審 査 便 覧

平成30年7月改訂

特許庁審査第一部意匠課

意 匠 審 査 基 準 室

はじめに

意匠審査便覧は、平成6年6月16日に一部修正を行い、その後現在まで修正が行われていなかった。その間に意匠法をはじめとして、特許法、民事訴訟法、弁理士法等といった周辺法も改正されていることから、現在の審査実務に耐え得る内容にすべく、本便覧の修正を行ったものである。

しかしながら、本便覧には、出願手続に関する取扱いから、日常的な審査実務に直結する取扱いまで幅広く掲載されており、全面修正を行うためには多大な労力を要することから、今回の修正においては、日常的な審査実務に直結する取扱いについて主として平成10年及び平成11年改正意匠法の改正内容を反映させることとした。

したがって、その他の出願手続等の項目については、記載内容の修正の必要性若しくは当該項目自体の記載の必要性をも含めて、今後順次検討を進めることとし、本便覧においては、目次に項目名を記載するにとどめた。

なお、今回同時に一部追加、修正した「意匠審査基準」においては、意匠審査実務と密接に関わる意匠法の各条文の基本的な解釈及びその運用を記載し、本便覧においては、平成11年改正意匠法適用の意匠登録出願についての具体的な取扱いを記載したものであり、意匠審査実務においては両者を併せて読むことにより、個別具体的な事例に対処されることを望むものである。

平成14年1月
特許庁審査業務部意匠課
意 匠 審 査 基 準 室

凡 例

1. 分類票数について

00から99に至る100個の2桁の数字を分類の基本票数とし、この基本票数は、それぞれ一つのまとまった事項を表示することとした。

この基本票数につづく2桁の数字は、説明事項の形成順序を示す票数であり、前後の2桁の数字の間に、を記して1個の分類票数を構成することとした。

2. 本文中の「(→分類票数)」は、本便覧中のその箇所を参照せよとの表示であり、 「(→主分類票数) ……例(→主10.05)」は、その事項に関する主たる記載箇所であることを示す。

なお、前記かっこ内の票数が基本票数の2桁数字のみで示されているものは、その基本票数の項全体を参照せよとの表示である。

また、意匠審査基準、方式審査便覧等を参考文献として掲げる場合は、その該当箇所においてその名称及び分類票数を表示する。

3. 略記表示について (例示)

意1条1項3号	意匠法第1条第1項第3号
意施法3条	意匠法施行法第3条
意施令	意匠法施行令
意施2条	意匠法施行規則第2条
意登	意匠登録令
意登施	意匠登録令施行規則
特4条	特許法第4条
特施令	特許法施行令
特施5条	特許法施行規則第5条

特登	特許登録令
特登施	特許登録令施行規則
実6条	実用新案法第6条
パリ条約	工業所有権の保護に関するパリ条約
設置法	経済産業省設置法
組織令	経済産業省組織令
民7条	民法第7条
民訴8条	民事訴訟法第8条
[準]	準用規定

(例)

意15条1項 [準] 特37条……意匠法第15条第1項において準用する

特許法第37条

沿 革

本意匠審査便覧は、平成14年1月の全面改訂以来、その後の法令改正や意匠審査基準の改訂に伴い、以下の改訂を行っている。

○平成19年10月 一部改訂

○平成30年 7月 一部改訂

意匠審査便覧分類表

00 一般	10 出願諸手続	20 審査	30 補正	40 拒絶の理由 の通知
01	11 願書	21	31 要旨の変更	41
02	12 創作者、意 匠登録出願 人	22	32 補正の却下	42 新規性
03	13 代理	23	33 補正後の意 匠について の新出願	43
04 期間	14 出願日	24	34 補正の取扱 い	44 先後願、同 日出願
05	15 優先権	25	35	45
06	16 出願の取下 げ 無効 放棄	26	36	46
07	17 分割	27	37	47
08	18 変更	28	38	48
09	19	29	39	49

50 査定	60 公報	70 審査資料	80	90 その他
51	61	71	81	91 基準の決定 方法
52	62	72	82	92
53	63	73	83	93
54	64	74	84	94
55	65	75	85	95
56	66	76	86	96
57	67	77	87	97
58	68	78	88	98
59	69	79	89	99

意匠審査便覧目次

< 0 4 期 間 >

< 1 0 出願諸手続 >

< 1 1 願 書 >

< 1 2 創作者、意匠登録出願人 >

< 1 3 代 理 >

< 1 4 出願日 >

14.03 分割前の意匠登録出願の最初の願書及び願書添付の図面に記載された意匠の範囲外のものを要旨とする分割による新たな意匠登録出願の出願日とその取扱い

14.03.01 変更による新たな意匠登録出願が、もとの出願の意匠の要旨を変更している場合の、変更出願の出願日とその取扱い

< 1 5 優先権 >

15.02 パリ条約又はパリ条約の例による優先期間

15.03 パリ条約による優先権等の主張の手続

15.06 パリ条約による優先権等の主張を伴った特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願に変更された場合の優先期間の取扱い

15.07 パリ条約による優先権等の主張の効果の認否における意匠の同一についての判断

< 1 6 意匠登録出願の取下げ、無効、放棄 >

< 1 7 分 割 >

17.02 分割による新たな意匠登録出願と同時にもとの意匠登録出願の補正がなされない場合のもとの意匠登録出願の取扱い

17.03 意匠登録出願の分割をする場合、もとの意匠登録出願についての必要な補正の取扱い

17.16 経済産業省令で定める物品に区分により意匠ごとに出願された意匠登録を、物品の構成部品ごとに分割した場合のその出願の取扱い

< 1 8 変 更 >

- 18.01.03 出願の変更における新たな意匠登録出願についての新規性の喪失の例外の規定の適用について
- 18.01.04 出願の変更における新たな意匠登録出願についてのパリ条約による優先権等の主張の規定の適用について
- 18.02 変更出願における出願日の遡及の取扱い
- 18.11 一特許出願又は一実用新案登録出願が二以上の意匠登録出願に変更された場合の取扱い

< 3 0 補 正 >

< 3 1 要旨の変更 >

- 31.02 異法域から出願変更された意匠登録出願に補正があった場合の要旨の変更についての判断
- 31.03 パリ条約による優先権等の主張を伴った意匠登録出願に補正があった場合の要旨の変更についての判断

< 3 2 補正の却下 >

- 32.01.02 補正の却下の決定に記載する意匠に係る物品
- 32.02 補正の却下の決定に対する意匠登録出願人の対応
- 32.06 補正命令に対する補正が、出願当初の願書の意匠に係る記載又は願書に添付した図面の要旨を変更するものである場合の取扱い
- 32.07 補正の却下の決定に対して意匠登録出願人が応答しない場合の当該意匠登録出願の取扱い

< 3 3 補正後の意匠についての新出願 >

< 3 4 補正の取扱い >

- 34.01 願書の記載又は願書に添付した図面等についてした補正の具体的な取扱い

< 4 2 新規性 >

- 42.47 意匠登録出願前に公開した模様に基づいて意匠法第4条第2項の規定の

適用を受けようとする場合について

< 4 4 先後願、同日出願 >

44.04 意匠登録出願の変更と意匠法第9条との関係

44.05 同一出願人により同日に出願された二以上の意匠登録出願についての意匠法第9条及び第10条の適用について

44.06 同一出願人により異なった日に出願された二以上の意匠登録出願についての意匠法第9条及び第10条の適用について

< 5 0 査 定 >

< 9 1 基準の決定方法 >

14. 03

分割前の意匠登録出願の最初の願書及び願書添付の図面に記載された意匠の範囲外のものを要旨とする分割による新たな意匠登録出願の出願日とその取扱い

分割による新たな意匠登録出願（意10条の2）が、もとの意匠登録出願の最初の願書の記載及び願書に添付した図面に記載された意匠の範囲外のものを要旨とするときは、分割による新たな意匠登録出願のされた日を出願日として審査を進める。

この場合には、その旨を審査官名で意匠登録出願人に通知する。

14. 03. 01

変更による新たな意匠登録出願が、もとの出願の意匠の要旨を変更している場合の、変更出願の出願日とその取扱い

変更による新たな意匠登録出願（意 13 条 1 項又は 2 項）が、もとの特許出願又は実用新案登録出願の出願当初の明細書及び図面に記載された事項の要旨を変更するものであると認めた場合には、変更による新たな意匠登録出願のされた日を出願日として審査を進める。

この場合には、その旨を審査官名で意匠登録出願人に通知する。

15. 02

パリ条約又はパリ条約の例による優先期間

1. 優先期間（優先権主張のできる期間）は、正規の第一国への最初の出願の日から第二国への出願の日までの期間であり、意匠登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をした場合の優先期間は6か月である（パリ条約4条C(1)）。また、実用新案登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をした場合の優先期間も6か月である（パリ条約4条E(1)）。
2. 上記の期間は、最初の出願の日から開始し、出願の日は期間に算入しない（パリ条約4条C(2)）。
3. 期間の最後の日が、第二国において法定の休日であるか、又は特許庁が意匠登録出願を受理するために開かれていない日である場合には、その日の後の最初の就業日まで延長される（パリ条約4条C(3)）。（→意68条1項[準]特3条2項、行政機関の休日に関する法律2条）

15. 03

パリ条約による優先権等の主張の手續

1. パリ条約第4条D(1)の規定によって意匠登録出願について優先権を主張しようとする者は、その旨並びに最初に出願をし若しくは同条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願をし又は同条A(2)の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国又は特定国の国名（最初の出願が広域出願又は国際出願である場合には、当該政府間機関の官庁名又はその指定国が複数ある場合にあっては、その指定国のうちの一の国の国名を記載すれば足りるものとする（方式審査便覧28. 10）。）及び出願の年月日を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない（意15条1項〔準〕特43条1項、特43条の3）。これをパリ条約では優先権の申立てと呼んでいる。意匠登録出願の際における優先権の申立てについては、他の手續を要求することができない（パリ条約4条D(4)）。なお、当該意匠登録出願の願書にその旨及び必要な事項を記載して意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条第1項に規定する書面の提出を省略することができる（意施19条3項〔準〕特施27条の4第3項）。
2. 優先権の主張をした者は、最初に出願をし若しくはパリ条約第4条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願をし若しくは同条A(2)の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国又は特定国の認証がある出願の年月日を記載した書面、願書及び図面の謄本又はこれらと同様な内容を有する公報若しくは証明書であってその同盟国若しくは加盟国又は特定国の政府が発行したもの（最初の出願を受理した主管庁が認証したものであり、この場合、最初の出願を受理した主管庁には、政府間機関も含まれる。）を意匠登録出願の日から3月以内（国際意匠登録出願の場合は国際公表があった日から3月以内）に特許庁長官に提出しなければならない（意15条1項〔準〕特43条2項、特43条の3第3項、意60条の10第2項〔準〕特43条2項、意施規12条の2、当該書面を提出する者の責めに帰することができない理由による期間徒過後の救済については、意15条1項、60条の10第2項〔準〕特43条8項及び9項、意施19条3項〔準〕特施27条の3の3第6項、方式審査便覧04. 04、方式審査便覧28. 21）。
この書類を普通、優先権証明書といっている。この証明書には訳文を添付しなければならない（パリ条約4条D(3)、意施19条1項〔準〕特施2条2項）。
3. 優先権の主張をした者が上記2の期間内に上記2の書類を提出しないときは、当該優先権の主張は、その効力を失う（パリ条約4条D(4)、意15条1項〔準〕特43条4項）。

4. 上記1による優先権の主張をした者は、最初の出願若しくはパリ条約第4条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の番号を記載した書面を上記2の書類とともに特許庁長官に提出しなければならない。ただし、上記2の書類の提出前にその番号を知ることができないときは、当該書面に代えてその理由を記載した書面を提出し、かつその番号を知ったときは、遅滞なく、その番号を記載した書面を提出しなければならない。(パリ条約4条D(5)、意15条1項[準]特43条3項)

15. 06

パリ条約による優先権等の主張を伴った特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願に変更された場合の優先期間の取扱い

優先権の主張を伴った特許出願又は実用新案登録出願から変更された新たな意匠登録出願について優先権の主張の効果が認められるためには、もとの特許出願又は実用新案登録出願が第一国への最初の出願の日から 6 か月以内にされている場合に限られる。

(説明)

パリ条約第 4 条 C (1) において優先期間は意匠については 6 か月と定め、またパリ条約第 4 条 E (1) では、第一国の実用新案登録出願に基づく優先権を主張して第二国に意匠登録出願をした場合には、優先期間は 6 か月と定められている。しかし、我が国の実用新案登録出願は 12 か月の優先期間としているので、第一国の実用新案登録出願が我が国へ 6 か月を越えて実用新案登録出願をし優先権の主張の手續がなされているものについて、その後、意匠登録出願に変更された場合、優先権の主張の効果を認めることとすると意匠の優先期間 6 か月が延長されることとなる。したがって、パリ条約第 4 条 C (1) 及び第 4 条 E (1) の趣旨との整合性を考慮し本文のように取り扱う。

参考判決：東京高裁平成 8 年（行ケ）第 34 号「笛付きキャラメル」 判決日平成 9 年 7 月 16 日

（前文省略）パリ条約は、4 条 C (1) により、優先期間を実用新案については 12 か月、意匠については 6 か月と定める一方で、同条 E (1) により、いずれかの同盟国において実用新案登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録をした場合には、優先期間は意匠について定められた優先期間（すなわち 6 か月）とする旨を定め、これらの優先期間は最初の出願の日から開始するものとしている（同条 C (2)）が、本件の場合のように、第一国の実用新案登録出願に基づく優先権を主張して第二国に実用新案登録出願をした後、これを意匠登録出願に出願の変更した場合の優先期間については特段の規定を置いていない。

しかし、同条 E (1) の規定の趣旨は、同条 C (1) が、第一国出願における出願が特許、実用新案、意匠、商標のいずれに係るものであるかによって、優先期間が定めることを原則としながらも、これに基づく優先権主張の効力を享受するものとしてなされた第二国での出願が意匠としての保護を求める出願である場合には、その優先期間は、同条 C (1) に原則として定められている意匠についての優先期間とすることが相当であるとしたものと解される。この規定の趣旨からすると、優先権を主張してされた第二国への出願が当初は実用新案登録出願であっても、これを意匠登録出願に出願変更し、意匠として保護を求める出願とした以上、この出願が享受できる優先期間は、同条 C (1) に原則として定められている意匠についての優先期間と解するのが相当である。

このことからして、本件の出願変更に係る新たな意匠登録出願がもとの実用新案登録出願についての優先権主張の効力を引き継ぐためには、スペイン国（第一国）の実用新案登録出願から6か月以内にもとの実用新案登録出願がされていたことが必要であるというべきであり、原告がスペイン国の実用新案登録出願をしてから、もとの実用新案登録出願をするまでの期間が6か月を超えていた本件においては、出願変更に係る新たな意匠登録出願について、もとの実用新案登録出願についての優先権主張の効力が引き継がれるものとすることはできないといわなければならない。（以下省略）

15. 07

パリ条約による優先権等の主張の効果の認否における意匠の同一についての判断

優先権は、第一国出願に基づいて優先期間内に我が国に意匠登録出願をした場合、その出願について享受することができる利益であり、優先権の主張の効果が認められるためには、我が国への意匠登録出願の意匠とそれに対応する優先権の基礎となる第一国の最初の出願の意匠とは同一でなければならない（パリ条約4条A(1)、同条B）。ただし、願書や図面等の様式は各国法令の相違により多様であることから、意匠の表現形式にかかわらず優先権証明書の中に我が国への意匠登録出願の意匠と実質的に同一の意匠が示されていればよい。

17. 02

分割による新たな意匠登録出願と同時にもとの意匠登録出願
の補正がなされない場合のもとの意匠登録出願の取扱い

分割による新たな意匠登録出願と同時にもとの意匠登録出願の補正がなされない場合、
もとの意匠登録出願は多意匠を包含する出願として拒絶する（意7条、意17条3号）。

17. 03

**意匠登録出願の分割をする場合、もとの意匠登録出願について
の必要な補正の取扱い**

1. 意匠登録出願を分割する場合のもとの出願の補正は、もとの出願に含まれている二以上の意匠のうち分割に係る意匠を削除するものである。
なお、当該補正にあたって分割に係る意匠を削除してもなおもとの意匠登録出願に二以上の意匠が残存する場合は、そのうちの不用なものを除外して一意匠にすることができる。
2. 意匠登録出願を分割する場合の必要なもとの出願の補正は、分割と同時にする。（意施 19 条第 3 項により準用する特施 30 条）
ただし、この補正を分割と同時にしなかった場合は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、行うことができる。
3. なお、二以上の意匠を包含し、意匠法第 7 条に規定する要件を満たさない意匠登録出願を一意匠にする補正はこれを認めるものとする。

（説明）

二以上の意匠を包含する意匠登録出願について意匠の一部を除外して残余の意匠に減縮するためには、意匠法は手続の補正の制度を設けているにとどまるから、手続の補正によらざるをえないものである。したがって、この補正は要旨を変更しないものとして扱う。

17. 16

経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとに出願された意匠登録出願を、物品の構成部品ごとに分割した場合のその出願の取扱い

意匠ごとに出願された意匠登録出願をその物品の構成部品ごとに分割した場合は、分割のあった時になされた意匠登録出願として取り扱う（→主 14. 03）。

また、意匠法第 8 条に規定する要件を満たす組物の意匠の意匠登録出願を、意匠法第 10 条の 2 の規定により分割した場合も、上記と同様に取り扱う。

（説明）

意匠登録出願は意匠法第 7 条による一意匠一出願の規定に基づいて経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとに出願しなければならないが、出願の際誤って二以上の意匠を一出願に包含させたまま出願した場合、その救済の道として意匠登録出願の一部を新たな意匠登録出願に分割し出願することができる機会を出願人に与え、この新たな意匠登録出願が適法なものであれば新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時に提出されたとする効果を認めようとするのが意匠法第 10 条の 2 の規定の趣旨である。したがって、意匠法第 7 条に規定する要件を満たす出願を分割することは原則として認められない。

18. 01. 03

出願の変更における新たな意匠登録出願についての新規性の
喪失の例外の規定の適用について

1. 出願の変更における新たな意匠登録出願について意匠法第4条2項〔新規性の喪失の
例外〕の規定の適用を受けることができる場合

(1) もとの特許出願又は実用新案登録出願について新規性の喪失の例外の規定による書
面を出願と同時に提出し、かつ、証明書を30日以内に提出しているとき。(当該書
面を提出する者の責めに帰することができない理由による期間徒過後の救済について
は、方式審査便覧04. 04)

(2) もとの特許出願又は実用新案登録出願について新規性の喪失の例外の規定による書
面のみを提出している場合であって、出願の変更がもとの出願の日から30日以内に
行われたとき。

この場合は、新たな意匠登録出願についてもとの出願の日から30日以内に証明書を
提出しなければならない。(当該書面を提出する者の責めに帰することができない
理由による期間徒過後の救済については、方式審査便覧04. 04)

18. 01. 04

出願の変更における新たな意匠登録出願についてのパリ条約
による優先権等の主張の規定の適用について

1. 出願の変更における新たな意匠登録出願についてパリ条約による優先権等の主張の規定の適用を受けることができる場合

- (1) もとの特許出願又は実用新案登録出願について優先権の主張の手續の規定による書面を出願と同時に提出し、かつ証明書を 3 月以内に提出しているとき（当該書面を提出する者の責めに帰することができない理由による期間徒過後の救済については、意 15 条 1 項〔準〕特 43 条 8 項及び 9 項、意施 19 条 3 項〔準〕特施 27 条の 3 の 3 第 6 項、方式審査便覧 04. 04、方式審査便覧 28. 21）。

最初の出願の日（第一国への出願の日）から 6 月以内にもとの特許出願又は実用新案登録出願をしている場合に限り、同規定の適用を受けることができる。

- (2) もとの特許出願又は実用新案登録出願について優先権の主張の手續による書面のみを提出している場合であつて、出願の変更がもとの特許出願又は実用新案登録出願の日から 3 月以内に行われているとき。

この場合は、新たな意匠登録出願についてもとの出願の日から 3 月以内に、証明書を提出しなければならない（当該書面を提出する者の責めに帰することができない理由による期間徒過後の救済については、意 15 条 1 項〔準〕特 43 条 8 項及び 9 項、意施 19 条 3 項〔準〕特施 27 条の 3 の 3 第 6 項、方式審査便覧 04. 04、方式審査便覧 28. 21）。

ただし、最初の出願の日（第一国への出願の日）から 6 月以内にもとの特許出願又は実用新案登録出願をしている場合に限り（→主 15. 06）。

18. 02

変更出願における出願日の遡及の取扱い

意匠法第13条第1項又は第2項の規定によって、特許出願又は実用新案登録出願を意匠登録出願に変更した場合において、もとの出願の最初の明細書及び図面に、その新たな意匠登録出願の意匠が明確に認識し得るように具体的に記載されている場合に限り、出願日の遡及を認めることとする。

18. 11

一特許出願又は一実用新案登録出願が二以上の意匠登録出願に変更された場合の取扱い

複数の意匠を包含する一特許出願又は一実用新案登録出願は、これを二以上の意匠登録出願に変更することができる。この場合、それらの意匠登録出願の各々について出願日の遡及の認否を判断する。

(説明)

出願の変更は、もとの出願と新たな出願とは内容的に同一性を有していることが必要であるが、保護対象の客体が異なることから一の発明又は一の考案に関連して複数の意匠の対象となる客体が特許出願又は実用新案登録出願に存在していることがある。

このような複数の意匠を包含するもとの出願の変更については、意匠法において対象となる客体のすべてが保護されるものであり、その客体たる意匠が複数存在している場合、分割の手続を経過するまでもなく可能であると解するか、変更すると同時に分割が行われた（分割の手続を省略した）と解するかに相違があるとしても、結果的には二以上の意匠登録出願とすることができる。

3 1. 0 2

**異法域から出願変更された意匠登録出願に補正があった場合の
要旨の変更についての判断**

特許出願又は実用新案登録出願から出願変更された意匠登録出願について補正があった場合の要旨の変更についての判断は、出願変更された意匠登録出願の出願当初の願書の部分意匠、意匠に係る物品、意匠に係る物品の説明、意匠の説明の各記載（以下「願書の記載」という。）及び願書に添付した図面、写真、ひな型若しくは見本（以下「願書に添付した図面等」という。）に基づき行う。

31.03

パリ条約による優先権等の主張を伴った意匠登録出願に補正が
あった場合の要旨の変更についての判断

優先権の主張を伴った意匠登録出願について補正があった場合の要旨の変更についての判断は、我が国への意匠登録出願の願書の記載及び願書に添付した図面等に基づき行う。

(説明)

優先権の主張を伴った意匠登録出願であっても、第一国出願の優先権証明書は、優先権の効力を検討する資料に過ぎず、それ自体我が国の意匠登録出願における願書及び願書に添付した図面としての性質若しくは効力を持つものではない。したがって、補正が要旨を変更するものであるか否かは、我が国への意匠登録出願の願書の記載及び願書に添付した図面等のみにより判断されなければならない。

参考判決：東京高裁昭和44年(行ケ)第128号「デジタル計算システム」 判決日昭和56年10月13日

(前文省略) 優先権証明書は、わが国の特許出願における明細書又は図面としての性質又は効力をもつものではない。(以下省略)

参考判決：東京高裁昭和52年(行ケ)第46号 判決日昭和53年6月27日

(前文省略) パリ条約は、属地主義を原則とし、各国特許独立の原則に立っているから、同条約に基づく優先権主張による出願であっても、わが国における特許の成否は、国内法による出願書類によることはいうまでもなく、第1国出願の明細書は、優先権の効力すなわち出願日の遡及の有無を検討する資料としての、いわゆる優先権証明書に過ぎず、それ自体ないし翻訳文がわが国特許出願における明細書としての性質もしくは効力を持つものではない。(途中省略) 結局、本件補正が要旨を変更するものであるかどうかは、わが国出願の願書に最初に添付された明細書のみにより、その記載した事項の範囲内であるかどうかを検討して定めなければならない。(以下省略)

32.01.02

補正の却下の決定に記載する意匠に係る物品

願書の意匠に係る物品の欄の記載が適切に補正されている手続補正書において、その手続補正書中の他の補正事項を要旨の変更の理由として補正の却下の決定をするときは、その補正の却下の決定の意匠に係る物品には、その手続補正書により適切に補正された意匠に係る物品を記載しないで、補正前の意匠に係る物品を記載することとする。

(説明)

補正の却下の決定が行われた場合は、補正の手続そのものが却下されることとなる。したがって、当該手続補正書に要旨を変更しない補正事項が記載されている場合でも他の補正事項を要旨の変更の理由として補正の却下の決定をするときは、要旨を変更しない補正事項についても一体として却下されることとなるので、上記のように扱うものとする。

32. 02

補正の却下の決定に対する意匠登録出願人の対応

意匠登録出願人は、補正の却下の決定に対し、以下に掲げる対応のうちの一つを選択することができる。

(1) 審判の要求

補正の却下の決定に対し不服があるときは、その決定の謄本の送達があった日から3か月以内に審判を請求することができる（意47条）。

ただし、請求する者がその責に帰することができない理由により期間内に請求することができないときは、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後6月以内にその請求をすることができる（意47条2項[準]意46条2項）。

(2) 補正後の意匠についての新出願

補正の却下の決定の謄本の送達があった日から3か月以内に、その補正後の意匠について新たな意匠登録出願をすることができる。このとき、もとの意匠出願は取り下げたものとみなされる（（意17条の3、1項、2項）

(3) 手続補正書の再提出

拒絶理由通知又は補正命令に基づく補正が却下されたときは、補正の却下の決定の謄本の送達があった日から3か月を限度に、拒絶理由を解消する手続補正書又は適式の手続補正書を提出することができる。

(4) 補正の却下の決定に対して応答しない

補正の却下の決定に対して上記の対応をとらず、そのまま放置する。（→主32. 07）

32. 06

補正命令に対する補正が、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものである場合の取扱い

意匠法第 68 条第 2 項において準備する特許法第 17 条第 3 項（手続の補正）の規定による補正命令に対し意匠登録出願人が行った補正が適式なものとして方式審査を通過した後に、その補正が要旨を変更するものと認められる場合には、その補正を却下しなければならない。

（説明）

補正が要旨を変更するものであるか否かについての判断は、実体審査に属するものであるから、方式補正において、実体審査に関わる何らかの訂正又は補充が行われた願書の記載又は願書に添付した図面等については、必ず実体審査における補正の可否についての判断を必要とするものである。

したがって、補正命令に対する補正が、方式審査を通過した後に出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものと認められる場合には、その補正を却下しなければならない。

なお、補正命令に対する補正が、実体審査において要旨を変更するものとして却下された場合の取扱いについては「方式審査便覧 43. 20」を参照のこと。

32. 07

補正の却下の決定に対して意匠登録出願人が応答しない場合の
当該意匠登録出願の取扱い

- (1) すでに拒絶の理由を通知しているときは、補正の却下の決定の確定を待って、その拒絶理由によって当該意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定をする。
- (2) 拒絶の理由を通知していないときは、補正の却下の決定の確定を待って、その手続補正書の提出前の当該意匠登録出願について審査をする。
- (3) 補正命令に対する補正についてした補正の却下の決定に対し意匠登録出願人が応答しない場合は、意匠法第 68 条第 2 項において準用する特許法第 18 条第 1 項の規定により、その当該意匠登録出願は却下される。(→方式審査便覧 43. 20)

34. 01

願書の記載又は願書に添付した図面等についてした補正の 具体的な取扱い

I. 「願書の記載」についてした補正の具体的な取扱い

1. 「意匠に係る物品」の欄の記載についてした補正の取扱い

1. 1 取扱いの原則

願書の「意匠に係る物品」の欄の記載についてした補正が、願書の記載（注1）の要旨を変更するものであるか否かは、当該物品の区分を補正することによって、願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本（注2）を総合的に判断（注3）した場合に、出願当初の意匠の要旨（注4）を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものであるか否か、又は出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであるか否かによって判断する。

（注1）

「願書の記載」とは、①部分意匠、②意匠に係る物品、③意匠に係る物品の説明、④意匠の説明の欄の記載をいう。

（注2）

「願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本」を以下「願書に添付した図面等」という。

（注3）

「総合的に判断」とは、願書又は願書に添付した図面等に記載不備を有している場合に、当該記載不備に対して合理的に善解し得るか否かの判断をも含むものであり、以下同様である。また、以下単に「総合的に判断」と記載されている場合には、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて行うことを前提としている。

（注4）

「意匠の要旨」とは、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、願書の記載及び願書に添付した図面等から直接的に導き出される具体的な意匠の内容をいう。

1. 2 具体的な取扱い

(1) 商標名、何何式など固有名詞を付したものを、物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とする補正

商標名、何何式など固有名詞を付したものは、物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とは認められない。

この場合、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、意匠法施行規則別表第一（以下「別表第一」という。）の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分のいずれかを当然に導き出すことができないときに、別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分のいずれかに訂正する補正は、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであることから、要旨を変更するものである。

商標名、何何式など固有名詞を付したものであるが、それらの語を除いた記載部分が、別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分であるときに、商標名・固有名詞を削除する補正は、同一物品内において記載の様式を整えるものと認められ、要旨を変更するものではない。

【事例】

出願当初、「荻野式手編機」としていた物品の区分を「手編機」と訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

(2) 総括名称を用いたものを、物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とする補正

総括名称を用いたものは、物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とは認められない。

この場合、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分のいずれかを当然に導き出すことができないときに、別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分のいずれかに訂正する補正は、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであることから、要旨を変更するものである。

総括名称を用いているが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分のいずれかを当然に導き出すことができるときに、当該物品の区分に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

【事例1】

出願当初、物品の区分を「照明器具」とし、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に「本物品は、卓上で電気スタンドとして使用できる一方、キャンプ等屋外で手に持って使用することもできる照明器具である。」旨の記載があり、更に、当該物品が図面の記載を総合的に判断した場合に、懐中電灯の用途及び機能を有

するものであることを当然に導き出すことができるときに、物品の区分を「懐中電灯」に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

【事例 2】

出願当初、物品の区分を別表第一の上段に記載された「家具」としているが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、物品の区分が別表第一の下段に記載された物品の区分である「いす」と当然に導き出すことができるときに、当該物品の区分を「いす」に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

(参考判決)

平成3年（行ケ）第274号「ミニチュアベアリング用保護版」判決日平成4年9月30日

(前文省略) 本件補正は、意匠を記載した図面そのものに変更はなく、「意匠に係る物品」と「意匠に係る物品の説明」の欄を補正し、意匠の対象を出願当初の「ベアリング用保護版」に含まれていた「ミニチュアベアリング用保護版」に減縮し、その大きさを前示の寸法のものに特定したものであるから、意匠の要旨を変更した補正に当たらないことは明らかである。(以下省略)

(参考審決)

平成1年補正審判50023号「道路用危険表示具」 審決日平成1年9月28日

(前文省略) 手続補正書において、意匠に係る物品を当初の「道路用危険表示具」から「道路用危険表示具のソケット」と補正した点であるが、出願当初の願書又は願書に添付された図面には、「ソケット」の名称が何ら記載されていないが、その図面(参考図も含む)に現された形態を総合的に観察すると、その態様は明らかに「ソケット」のを現したものと認められ、また、その「ソケット」の使用目的に関し、その願書中の意匠に係る物品「道路用危険表示具」の記載又は図面中の参考図として現したカバーを取り付けた使用状態の斜視図からは、道路用危険表示用のものとして用いられていることが認められ、その使用方法、使用状態が具体的にっていると認められることから、前記補正は適正なものとみるのが相当であり、意匠に係る物品の記載が相違しているだけでの理由で要旨の変更があったとするのは妥当でない。(以下省略)

(3) 構造又は作用効果を付したもの(例えば、「何何装置」、「何何方法」)を、物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とする補正

構造又は作用効果を付したものは、物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とは認められない。

この場合、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分のいずれかを当然に導き出すことができないときに、別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分のいずれかに訂正する補正は、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであることから、要旨を変更するものである。

構造又は作用効果を付したものであるが、それらの語を除いた記載部分が、別

表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分のいずれかであるときに、構造又は作用効果の記載部分を削除する補正は、同一物品内において記載の様式を整えるものと認められ、要旨を変更するものではない。

(4) 省略されたもの（例えば、「８ミリ」）を、物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とする補正

省略されたものは、別表第一の下欄に掲げられた物品の区分の上位概念に該当するものと認められ（例示の「８ミリ」には、「８ミリ映画撮影機」「８ミリ映画映写機」などが別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分として包含されている。）、物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とは認められない。

この場合、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分のいずれかを当然に導き出すことができないときに、別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分のいずれかに訂正する補正は、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであることから、要旨を変更するものである。

省略されたものであるが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分のいずれかを当然に導き出すことができるときに、当該物品の区分に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

(5) 外国文字を用いたもの（注５）を、物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とする補正

外国文字を用いたものは、物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とは認められない。

この場合に、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分のいずれかを当然に導き出すことができないときに、別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分のいずれかに訂正する補正は、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであることから、要旨を変更するものである。

外国文字を用いたものであるが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分のいずれかを当然に導き出すことができるときに、当該物品の区分に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

（注５）

願書の「意匠に係る物品」の欄がすべて外国文字で書かれているとき、又は日本語と外国文字が

混在して記載されているときは、意匠法施行規則第19条第1項で準用する特許法施行規則第2条第1項に違背するものとして、相当の期間を指定して、特許庁長官名による手続の補正が命じられる（国際意匠登録出願の場合を除く）（意匠法第68条第2項で準用する特許法第17条第3項）。

【事例】

出願当初、「X線カメラ」としていた物品の区分を、「エックス線カメラ」と訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

（６） 日本語化されていない外国語を用いたもの（注6）を、物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とする補正

日本語化されていない外国語を用いたものは、物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とは認められない。

この場合に、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分のいずれかを当然に導き出すことができないときに、別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分のいずれかに訂正する補正は、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであることから、要旨を変更するものである。

日本語化されていない外国語を用いたものであるが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分のいずれかを当然に導き出すことができるときに、当該物品の区分に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

（注6）

日本語化されていない外国語とは、外国文字で表記したものではなく、外国語の発音をそのままカタカナ等で日本語表記したものをいう。

【事例】

出願当初、「テレフォン」としていた物品の区分を、「電話機」と訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

（７） 用途を明確に示していないもの（例えば、「ブロック」）を、物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とする補正

用途を明確に示していないものは、別表第一の下欄に掲げられた物品の区分の上位概念に該当するものと認められ（例示の「ブロック」には、「組立て遊技用ブロック」「護岸用ブロック」「道路用縁石ブロック」などが別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分として包含されている。）、物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とは認められない。

この場合、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、そのいずれであるかが不明であり、別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれ

と同程度の区分による物品の区分のいずれかを当然に導き出すことができないときに、別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分のいずれかに訂正する補正は、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであることから、要旨を変更するものである。

用途を明確に示していないものではあるが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分のいずれかを当然に導き出すことができるときに、当該物品の区分に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

【事例】

出願当初の物品の区分を「ボトル」とする意匠登録出願であって、その他の願書の意匠に係る記載に用途を説明する記載がなく、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、その用途を当然に導き出すことができないときに、補正により、物品の区分を「飼育箱用水供給容器」と訂正し、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に「本物品の『飼育箱用水供給容器』は、飼育箱に設置して、飼育している動物に水を与えるためのものである。」旨の記載を補充する補正は、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであることから、要旨を変更するものである。

(8) 組（別表第二によらないもの）、セット、一揃、ユニット（歯科用ユニットを除く）、一対、一足などの語を用いたものを、物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とする補正

組（別表第二によらないもの）、セット、一揃、ユニット（歯科用ユニットを除く）、一対、一足などの語を用いたものは、物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とは認められない。

この場合、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、組物の意匠に係る意匠登録出願と認められない出願を別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分に相当する意匠登録出願に分割する際に、もとの意匠登録出願について、分割した新たな意匠登録出願に係る意匠を削除して、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分を削除後の物品が属する別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分のいずれかに訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

組（別表第二によらないもの）、セット、一揃、ユニット（歯科用ユニットを除く）、一対、一足などの語を用いたものではあるが、それらの語を除いた記載部分が、別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分のいずれかに該当するものと認められ、かつその他の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、一意匠に係る意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、それらの語を削除する補正は、要旨を変更するものではない。

(9) **形状、模様又は色彩に関する名称を付したものを、物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とする補正**

形状、模様又は色彩に関する名称を付したものは、物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とは認められない。

この場合、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分のいずれかを当然に導き出すことができないときに、別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分のいずれかに訂正する補正は、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであることから、要旨を変更するものである。

形状、模様又は色彩に関する名称を付したものではあるが、それらの語を除いた記載部分が、別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分のいずれかであるときに、それらの語を削除する補正は、同一物品内において記載の様式を整えるものと認められ、要旨を変更するものではない。

(10) **材質名を付したもの（例えば、「何何製」。ただし、普通名称化している場合は除く。）を、物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とする補正**

材質名を付したものは、物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とは認められない（注7）。

この場合、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分のいずれかを当然に導き出すことができないときに、別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分のいずれかに訂正する補正は、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであることから、要旨を変更するものである。

材質名を付したものではあるが、材質名を除いた記載部分が、別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分のいずれかであるときに、材質名を削除する補正は、同一物品内において記載の様式を整えるものと認められ、要旨を変更するものではない。

（注7）

材質名を付したものであっても、普通名称化されている場合は除く。

(11) **「意匠に係る物品」の欄に二以上の物品の区分を並列して記載したものを、一の意匠に特定する補正**

「意匠に係る物品」の欄に二以上の物品の区分を並列して記載したものは、物品の区分により意匠ごとにしたものとは認められない。

この場合、二以上の意匠を包含していると認められる意匠登録出願について別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分

に相当する意匠登録出願に分割する際に、もとの意匠登録出願について、分割した新たな意匠登録出願に係る意匠を削除して、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分を、削除後の物品が属する別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分のいずれかに訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

二以上の意匠を包含していると認められる意匠登録出願について、意匠登録出願の分割を伴わずに、その一部を削除して、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分を、削除後の物品が属する別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分のいずれかに訂正する補正も、要旨を変更するものではない。

願書の「意匠に係る物品」の欄に二以上の別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分を記載しているが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、当該二以上の物品の区分のうちの一の物品の区分に係る意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、当該物品の区分に特定する補正は、要旨を変更するものではない。

【事例】

出願当初、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分を「机、いす、本棚」としているが、願書に添付した図面には「机」のみが表されているときに、物品の区分を「机」とする補正は、要旨を変更するものではない。

2. 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載についてした補正の取扱い

2. 1 取扱いの原則

物品の区分のいずれにも属さない物品について意匠登録出願をするときは、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄にその物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明を意匠法施行規則様式第2備考39の規定によりしなければならない。

願書の「意匠に係る物品の説明」の欄の記載についてした補正が、願書の記載の要旨を変更するものであるか否かは、当該欄の記載を補正することによって、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、出願当初の意匠の要旨を、その意匠の属する分野における通常知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものであるか否か、又は出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであるか否かによって判断する。

2. 2 具体的な取扱い

(1) 別表第一の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品である場合に、物品の理解を助けることができるような説明についてした補正

別表第一の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品であって、物品の理解を助けることができるような説明の記載がなく、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、その物品の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能が不明なときに、その物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明を補充する補正は、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであることから、要旨を変更するものである。

別表第一の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品であって、物品の理解を助けることができるような説明の記載はないが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、その物品の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能を当然に導き出すことができるときに、その範囲内において、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に当該物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明を補充する補正は、要旨を変更するものではない。

(2) 別表第一の下欄に掲げる物品の区分に属する物品である場合に、物品の理解を助けることができるような説明についてした補正

別表第一の下欄に掲げる物品の区分に属する物品であって、物品の理解を助けることができるような説明の記載もあるが、出願当初の願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分から当然に導き出すことができる当該物品の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能と、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に記載された物品の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能とが不一致であって、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、そのどちらが正しいかを当然に導き出すことができないときに、願書の「意匠に係る物品」の欄又は願書の「意匠に係る物品の説明」の欄において特定され得るいずれか一の物品の区分に特定する補正は、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであることから、要旨を変更するものである。

出願当初の願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分から当然に導き出すことができる当該物品の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能と、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に記載された物品の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能が不一致であるが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、当該物品の使用の目的、使用の状態等を当然に導き出すことができるときに、その範囲内において、願書の「意匠に係る物品」又は「意匠に係る物品の説明」の欄の記載を訂正あるいは補充する補正は、要旨を変更するものではない。

【事例】

出願当初の願書に添付した図面には、伸縮状態を表す図はないが、願書の記載

及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、「伸縮する機能を有する物品」であることを当然に導き出すことができるとき、「意匠に係る物品の説明」の欄に、「この〇〇は、上下に伸縮するものである。」旨の記載を補充する補正は、要旨を変更するものではない。

(参考判決)

平成4年(行ケ)第227号審決取消訴訟「回転警告灯」 判決日平成5年7月15日

(前文省略) 出願当初、「意匠に係る物品の説明」の欄に「(途中省略) 階層状に順次積み上げ、角筒状のグローブでおおって点版で固定した積層回転灯」と記載し、「意匠の説明」の欄に「グローブは着色または無色の透明である。」と記載した意匠において、その後補正により、「意匠に係る物品の説明」の欄を「(途中省略) 各階層色別に回転警告を発するものである。」、「意匠の説明」の欄を「各階層のグローブは、それぞれ着色の透明である。」とする補正は、本件意匠の重要な要素に変更を加え、補正の前後で意匠の本質の同一性を失わせるものであるから、意匠の要旨を変更するものというべきである。(以下省略)

3. 「意匠の説明」の欄の記載についてした補正の取扱い

3. 1 取扱いの原則

願書の「意匠の説明」の欄の記載についてした補正が、願書の記載の要旨を変更するものであるか否かは、当該欄の記載を補正することによって、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、出願当初の意匠の要旨を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものであるか否か、又は出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであるか否かによって判断する。

3. 2 具体的な取扱い

(1) その意匠に係る物品の材質又は大きさの記載についてした補正

当該意匠に係る物品の材質又は大きさについての記載がなく、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、当該意匠に係る物品の材質又は大きさを理解できないために具体的な意匠を当然に導き出すことができないときに、材質又は大きさの記載を補充することにより意匠を具体的なものとする補正は、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであることから、要旨を変更するものである。

当該意匠に係る物品の材質又は大きさについての記載がないが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、物品の材質又は大きさを当然に導き出すことができるときに、その範囲内において材質又は大きさの記載を補充する補正は、要旨を変更するものではない。

(2) その意匠に係る物品の形状、模様又は色彩がその物品の有する機能に基づいて
変化する旨の記載についてした補正

当該意匠に係る物品の形状、模様又は色彩がその物品の有する機能に基づいて変化する旨の記載がなく、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、形状などが変化する意匠であることを当然に導き出すことができないときに、変化の前後にわたる物品の形状などについて意匠登録を受けようとする旨又は当該物品の機能の説明の記載を補充する補正は、出願当初の意匠の要旨を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものであることから、要旨を変更するものである。

当該意匠に係る物品の形状、模様又は色彩がその物品の有する機能に基づいて変化する旨の記載はないが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、形状などが変化する意匠であることを当然に導き出すことができるときに、その範囲内において、変化の前後にわたる物品の形状などについて意匠登録を受けようとする旨又はその物品の当該機能の説明を補充する補正は、要旨を変更するものではない。

(参考判決)

昭和55年(行ケ)第349号「椅子」 判決日 昭和56年6月17日

(前文省略) 原告は、両意匠の椅子は、いずれも、願書に脚部が上下に伸縮して動く旨の記載がされていないから、これを上下調節可能とした態様のものと認定するのは誤りであると主張する。ところで、意6条第5項(途中省略)の規定は、意匠に係る物品の形状等がその物品の有する機能に基づいて変化する場合において、その変化の前後にわたるその物品の形状等について意匠登録を受けようとするときは、それがいかなる程度、内容の変化であろうとも逐一、ことごとく、その旨又はその物品の当該機能の説明を願書に記載しなければならないとまで定めたものではなく、その必要がない場合、例えば、願書に添付された図面それ自体から当該機能又はその変化の前後にわたるその物品の形状等が明らかに認識できる程度、内容のものである場合は、これを省略することを排斥しない趣旨の規定であると解するのが相当である。(以下省略)

(3) 色彩を付する意匠の図面等について、白色又は黒色のうち一色について彩色を
省略する旨の記載についてした補正

色彩を付する意匠の図面等について、意匠の要旨の認定に影響を及ぼす部分において白色又は黒色のうち一色について彩色を省略した場合に、白色又は黒色のうち一色について彩色を省略する旨の記載がなく、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、彩色されていない部分が白色と黒色のいずれであるかを当然に導き出すことができないときに、一色について彩色を省略する旨(例えば、「無着色部分は、白色である。」等)の記載を補充する補正は、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであることから、要旨を変更するものである。

色彩を付する意匠の図面等について、白色又は黒色のうち一色について彩色を省略した箇所が意匠の要旨の認定に影響を及ぼさない微細な部分であるときは、

一色について彩色を省略する旨の記載がなく、当該部分の色彩が不明であっても、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、意匠の創作者が意図したところの具体的な意匠を当然に導き出すことができるものであることから、当該微細な部分について一色について彩色を省略する旨の記載を補充する補正は、要旨を変更するものではない。

複写によって色彩を付する意匠の図面を作成した場合であって、白色が着色されず、一色について彩色を省略している旨の記載はないが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、無着色部分が白色であることを当然に導き出すことができるときに、白色について彩色を省略する旨の記載を補充する補正は、要旨を変更するものではない。

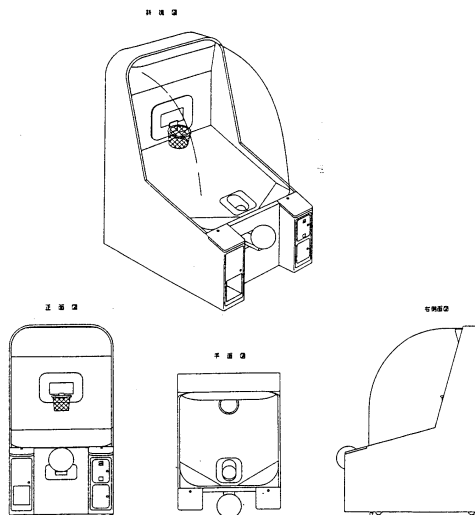
(4) 意匠に係る物品の全部又は一部が透明である旨の記載についてした補正

意匠に係る物品の全部又は一部が透明である旨の記載がなく、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、物品の全部又は一部が透明であることを当然に導き出すことができないときに、物品の全部又は一部が透明である旨の記載を補充する補正は、出願当初の意匠の要旨を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものであることから、要旨を変更するものである。

意匠に係る物品の全部又は一部が透明である旨の記載はないが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、物品の全部又は一部が透明であることを当然に導き出すことができるときに、その範囲内において透明である旨の記載を補充する補正は、要旨を変更するものではない。

【事例】「ゲーム機」

出願当初に、意匠の説明として「正面図において、全面上部のバスケットを覆う蓋は透明である。」旨の記載がなくとも、図面の表現方法、斜視図等を総合して判断した場合に、当該部分が透明であることを当然に導き出すことができるものと認められ、蓋部が透明である旨の記載を補充する補正は、要旨を変更するものではない。



(5) 一組の図面中、省略の認められた図^(注8)を省略する旨の記載についてした補正

一組の図面がすべて提出されていないときに、不足する図について、省略する旨（例えば、右側面図が不足する場合において、「右側面図は左側面図と対称に表れるので省略する。」等）の記載もなく、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、不足した図に表される図形を当然に導き出すことができないときに、当該不足する図を省略する旨の記載を補充する補正は、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであることから、要旨を変更するものである。

一組の図面がすべて提出されていないときに、不足する図について、省略する旨の記載はないが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、当該不足する図に表される図形を当然に導き出すことができるときに、当該図を省略する旨の記載を補充する補正は、要旨を変更するものではない。

(注8)

意匠法施行規則様式第6備考8～10、意匠審査基準21. 1. 2 (1) ⑩。

(6) 形状が連続するもの又は地もので模様が繰り返し連続するものを表す図について、認められた部分だけについて作成している場合に必要な記載についてした補正

連続するものである旨の記載がなく、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、形状が連続するもの又は地もので模様が繰り返し連続するものであることを当然に導き出すことができない場合に、連続するものである旨の記載を補充する補正は、出願当初の意匠の要旨を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものであることから、要旨を変更するものである。

連続するものである旨の記載はないが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、形状が連続するもの又は地もので模様が繰り返し連続するものであることを当然に導き出すことができるときに、連続するものである旨の記載を補充する補正は、要旨を変更するものではない。

(7) 物品の一部分を省略した旨又は省略箇所の図面上の寸法の記載についてした補正

物品の一部分を省略した旨又は省略箇所の図面上の寸法の記載がなく、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、省略箇所の図面上の寸法を当然に導き出すことができないときに、当該省略箇所の図面上の寸法についての記載を補充する補正は、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであることから、要旨を変更するものである。

物品の一部分を省略した旨又は省略箇所の図面上の寸法の記載はないが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、省略箇所の図面上の寸法を当然に導き出すことができるときに、物品の一部分を省略した旨又は省

略箇所の図面上の寸法についての記載を補充する補正は、要旨を変更するものではない。

(8) 図形中に形状を特定するための線、点その他のものを記載したときに、形状を特定する方法の記載についてした補正

図形中の線、点その他のものが形状を特定するものである旨の記載がないために、各図が不一致となって、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、具体的な意匠を当然に導き出すことができないときに、図形中の線、点その他のものが形状を特定するためのものである旨の記載を補充する補正は、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであることから、要旨を変更するものである。

形状を特定する方法について説明を記載していないために、各図が不一致となる場合であっても、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、矛盾のない形状・模様を当然に導き出すことができるとき、あるいは、線、点等の表された部分が、意匠の要旨の認定に影響を与えない微細な部分であるときに、形状を特定する方法の記載を補充する補正は、要旨を変更するものではない。

(9) キャビネット図又はカバリエ図の別又は傾角の記載についてした補正

キャビネット図又はカバリエ図の別又は傾角の記載がなく、等角投影図法で描かれたものとして扱うことにより各図が不一致となって、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、具体的な意匠を当然に導き出すことができないときに、当該図の別又は傾角の記載を補充することによって具体的な意匠とする補正は、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであることから、要旨を変更するものである。

キャビネット図又はカバリエ図の別又は傾角の記載がない場合であっても、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、図の別又は傾角を当然に導き出すことができるときに、当該図の別又は傾角の記載を補充する補正は、要旨を変更するものではない。

Ⅱ. 「願書に添付した図面等」についてした補正の具体的な取扱い

1. 取扱いの原則

願書に添付した図面等についてした補正が、願書に添付した図面等の要旨を変更するものであるか否かは、当該補正が願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、出願当初の意匠の要旨を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものであるか否か、又は出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであるか否かによって判断する。

2. 具体的な取扱い

(1) 立体を表す図法（正投影図法、等角投影図法、斜投影図法）を変更する補正

出願当初の立体を表す図法から他の立体を表す図法へ変更することにより、具体的な形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が変化して、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、出願当初の意匠の要旨を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものとなる補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の立体を表す図法から他の立体を表す図法へ変更しても、具体的な形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、当然に導き出すことができる同一の範囲内と認められる補正は、要旨を変更するものではない。

なお、上記の図法を相互に変更する補正のいずれの場合においても同様に判断する。

(2) 二以上の意匠を包含するものを、一の意匠に特定する補正

二以上の物品の図が表され、二以上の意匠を包含していると認められる意匠登録出願について別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分に相当する意匠登録出願に分割する際に、もとの意匠登録出願について、分割した新たな意匠登録出願に係る意匠を表す各図を削除する補正は、要旨を変更するものではない。

(3) 形状を特定するための線、点その他のものを記載、又は削除する補正

① 形状を特定するための線、点その他のものを記載する補正

願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、具体的な形状を当然に導き出すことができない図について、形状を特定するための線、点その他のものを記載することにより、形状を具体的なものとする補正は、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであることから、要旨を変更するものである。

願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、具体的な形

状を当然に導き出すことができるときに、その範囲内において、形状を特定するための線、点その他のものを記載する補正は、要旨を変更するものではない。

② 形状を特定するための線、点その他のものを削除する補正

願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、形状を特定するための線、点その他のものが記載された図によって具体的な意匠の形状を当然に導き出すことができるときに、形状を特定するための線、点その他のものを削除することによって、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、具体的な意匠の形状を当然に導き出すことができないものとなる場合、当該削除する補正は、出願当初の意匠の要旨を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものであることから、要旨を変更するものである。

願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、形状を特定するための線、点その他のものが記載された図によって具体的な意匠の形状を当然に導き出すことができるときに、形状を特定するための線、点その他のものを削除しても同一の範囲内の形状を、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、当然に導き出すことができる場合は、当該削除する補正は、要旨を変更するものではない。

(4) 出願当初の「願書に添付した図面」を写真、ひな形、又は見本に変更する補正

出願当初に添付した図面から例えば、写真に変更することにより、具体的な形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が変化して、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、出願当初の意匠の要旨を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものとなる補正は、要旨を変更するものである。

出願当初に添付した図面から例えば、写真に変更した場合であっても、写真に現わされた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断したときに、当然に導き出すことができる同一の範囲内と認められる補正は、要旨を変更するものではない。

なお、上記以外の図面、写真、ひな形又は見本について相互にする補正においても同様に判断する。

(5) 意匠の要旨の認定に影響を及ぼさない程度の微細な部分に記載不備を有する図面等についてした補正

意匠の要旨の認定に影響を及ぼさない程度の微細な部分についての記載不備は、そのまま放置しても、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、美的創作として出願された意匠の具体的な内容を当然に導き出すことができるものであることから、この誤記や不明瞭な記載を訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

(6) 意匠の要旨の認定に影響を及ぼす部分に記載不備を有する図面等についてした補正

「意匠の要旨の認定に影響を及ぼす部分」に誤記や不明瞭な記載などの記載不備を有する図面等についてした補正は、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、その記載不備のない形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合を当然に導き出すことができるものであるか否かによって、以下のように取り扱う。

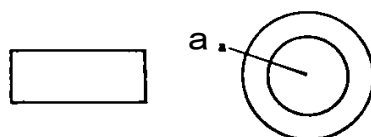
- ①「意匠の要旨の認定に影響を及ぼす部分」について、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、記載不備のない形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合を当然に導き出すことができないときに、当該部分について記載不備のない図面等に訂正する補正は、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであることから、要旨を変更するものである。

【事例1】「機能に基づいて変化する意匠」（動的意匠）

物品の形状などが変化する意匠である場合であって、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、変化の前後にわたる具体的な形状などを当然に導き出すことができないときに、意匠の変化の前後の状態を表す図面等を補充する補正は、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであることから、要旨を変更するものである。

【事例2】「灰皿」

灰皿の添付図面において、6面図を提出しているが断面図がなく、願書の「意匠の説明」の欄に「中央灰落とし部(a)は、凹んでいる」と記載している場合



凹み部は、灰皿という物品において、その意匠の要旨の認定に影響を及ぼす部分であり、また、上記図面及び願書の「意匠の説明」の欄の記載を総合的に判断しても、灰落とし部は下図イ～ニのいずれの形状も採り得るものであり具体的な形状を当然に導き出すことができないため、意匠の要旨が不明である。

したがって、この凹み部の形状を特定する補正は、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものにしたものと認められ、要旨を変更するものである。



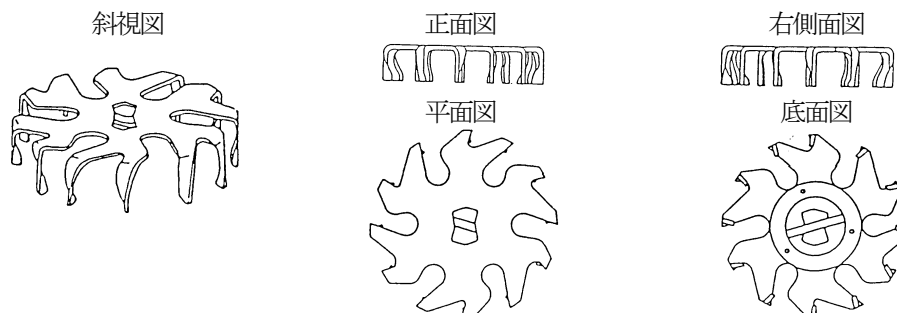
【事例3】「電気かみそり用カッター」

この種の物品において、刃先部は、意匠の要旨の認定に影響を及ぼす部分であり、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、当該部分の具

体的な形状を当然に導き出すことができないため、出願当初の意匠の要旨が不明である。

したがって、刃先部の形状を特定する補正は、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものにしたものと認められ、要旨を変更するものである。

<出願図面>



意匠の説明：背面図は正面図と、左側面図は右側面図とそれぞれ対称にあらわれる。

(参考判決)

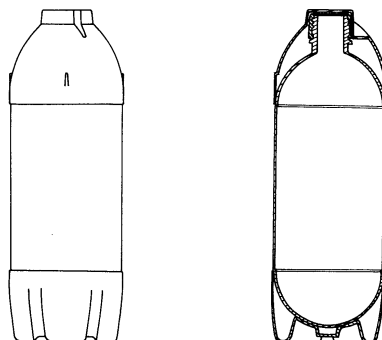
昭和56年（行ケ）第279号判決 判決日昭和62年5月28日

（前文省略）本件登録意匠においては、意匠の説明と図面が一致しないばかりか、図面相互も一致しておらず、しかも、その違いは明らかな誤記と認められるようなものではないから、出願に係る意匠が図面それ自体によって完結的に特定されているとはいえず、（途中省略）参考斜視図を十分参酌しても、出願に係る意匠を特定することができず、（途中省略）しかも、二股腕の端部の形状は、本件登録意匠を構成するうえで重要な部分であるということができるから、この部分について特定性を欠く意匠は、結局、（途中省略）意3条1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するものということができない。（以下省略）

【事例4】「包装用容器」（出願時には、断面図なし。）

出願当初の図面のみでは、意匠の要旨の認定に影響を及ぼす上部ふた内の抽出口部の形状が不明であって、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、具体的な形状を当然に導き出すことができず、出願当初の意匠の要旨が不明である。

したがって、断面図を補充すること等によって上部ふた内の抽出口形状を明確なものとする補正は、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものにしたものと認められ、要旨を変更するものである。



- ②「意匠の要旨の認定に影響を及ぼす部分」について、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、記載不備のない形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合を当然に導き出すことができるときに、当該部分について記載不備のない図面等に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

【事例１】図面の補充の場合

一組の図面がすべて提出されていないときに、不足する図について、省略する旨の記載はないが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、当該不足する図に表される図形を当然に導き出すことができるときに、当該不足する図を補充する補正は、要旨を変更するものではない。

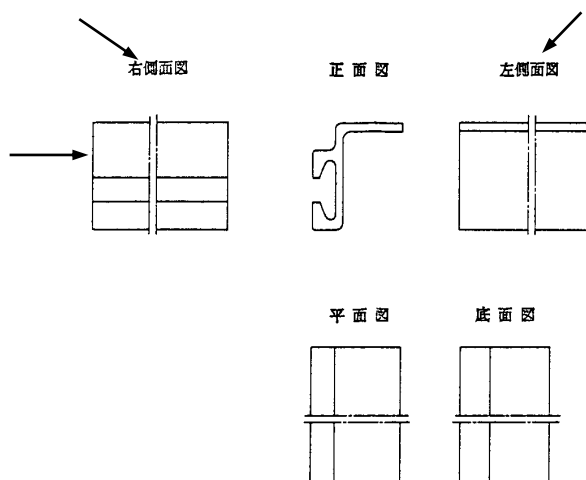
【事例２】「機能に基づいて変化する意匠」（動的意匠）

願書の「意匠の説明」の欄に、その物品の有する機能に基づいて変化する意匠である旨記載されているものの、図面等にその変化の具体的態様が表されていないくても、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、物品の形状などが変化する具体的態様を当然に導き出すことができるときは、その範囲内において意匠の変化の前後の状態が分かるような図面等を補充する補正は、要旨を変更するものではない。

【事例３】「乗物用構造部材」

右側面図と左側面図の図の表示、及び側面図の矢印部に記載不備があるが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、記載不備のない具体的な形状を当然に導き出すことができるものと認められる。

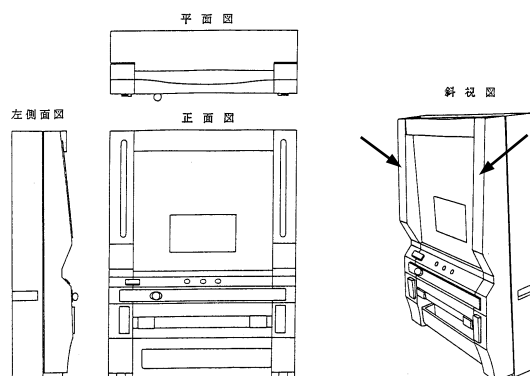
したがって、当該記載不備のない図に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。



【事例4】「電子ゲーム機」

矢印の箇所には矛盾あるいは不一致が認められるが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、記載不備のない具体的な形状を当然に導き出すことができるものと認められる。

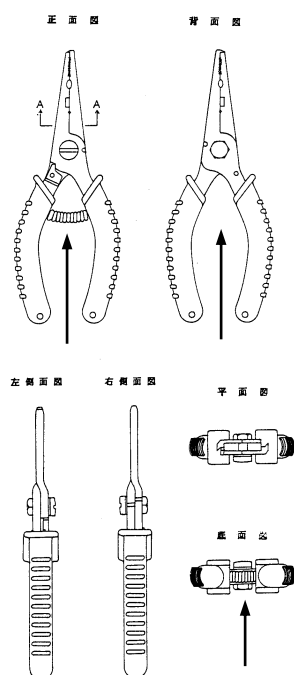
したがって、当該記載不備のない図に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。



【事例5】「フィッシングプライヤー」

正面図、底面図に表されているバネ部が、背面図において表されていないため、各図の形状の不一致が認められるが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、図面作図上の誤記と認められ、記載不備のない具体的な形状を当然に導き出すことができるものと認められる。

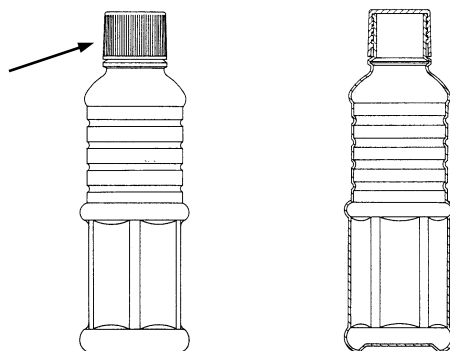
したがって、背面図にバネ部を記入することにより記載不備のない背面図に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。



【事例6】「包装用瓶」 （出願時には、断面図なし。）

この包装用瓶は、出願当初の図面において、意匠の要旨の認定に影響を及ぼす部分と認められる抽出口部の形状が不明であるが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、後に提出された断面図に表された形状であることを当然に導き出すことができるものである。

したがって、当該抽出口部を具体的な形状とする当該断面図を補充する補正は、要旨を変更するものではない。



【事例7】「ティッシュボックスホルダー」

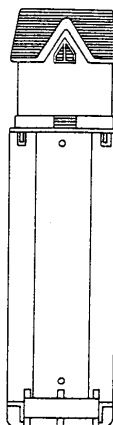
各図の縮尺に相違があるが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、記載不備のない具体的な形状を当然に導き出すことができるものである。

したがって、各図同一縮尺の図とした図面に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

平面図



正面図



底面図



42. 47

**意匠登録出願前に公開した模様に基づいて意匠法第4条第2項
の規定の適用を受けようとする場合について**

意匠法第4条第2項の規定から、公開されたものはあくまでも意匠でなくてはならない
(注) ことから、創作者の創作した意匠の一部として模様のみを公開した場合は、当該模様
は、意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して、又は意匠登録を受ける権利を有する
者の行為に起因して意匠法第3条第1項第1号又は第2号に該当するに至った意匠には該
当しない。

(注) 新規性喪失の例外の規定は、「意匠登録を受ける権利を有する者」の救済を目的とする規定であ
ることから、意匠登録を受けることができない模様のみを公開した場合にまで、本規定を適用する
ことは、創作した意匠を保護する意匠法本来の目的から認められない。

44.04

意匠登録出願の変更と意匠法第9条との関係

特許法第46条第2項、実用新案法第10条第2項により意匠登録出願を特許出願に、意匠登録出願を実用新案登録出願に変更したときは、もとの意匠登録出願は取り下げたものとみなされる（特46条4項、実10条5項）ので、先願又は同日の意匠登録出願としては取り扱われず、意匠法第9条第1項又は第2項の規定は適用されない。

44. 05

同一出願人により同日に出願された二以上の意匠登録出願についての 意匠法第9条及び第10条の適用について

<取扱いの原則>

(1) 協議の対象

- ① 同日に出願された同一又は類似の意匠登録出願は、同一人、他人に関わらず意9条2項の規定に基づく協議の対象とする。
- ② なお、同日に出願された類似する意匠登録出願が同一人に係るものであって、本意匠とその関連意匠として出願され、その関係が成り立っている場合(注)には、意9条2項の規定に関わらず協議の対象とならない。

(注) 本意匠は、他の意匠の関連意匠として出願されていないものであって、関連意匠は、本意匠として選択した意匠に類似するものでなければならない。

- (2) 協議対象の出願は、基本的に協議により定められた一のみが意匠登録を受けることができる。

本意匠とその関連意匠とする補正が行われ、その関係が成り立つ場合には、本意匠とその関連意匠として意匠登録を受けることができる。

(4) 協議の不成立

- ① 指定期間内に届出がないときは、協議が成立しなかったものとみなす（意9条5項）。
- ② 協議に対する届出の内容に矛盾がある場合、あるいは届出上は矛盾がない場合であっても届出内容に合致した手続（補正、取下げ等）を伴わない場合（注）は、協議が成立しなかったものとみなす。

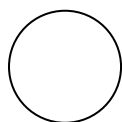
（注） ・選択しなかった意匠の取下げが行われない場合
 ・本意匠として選択した意匠が、他の関連意匠となっている場合など

(5) 査 定

- ① 本意匠とその関連意匠の関係が成立し両意匠に拒絶の理由がない場合、本意匠と関連意匠は、同時に意匠登録をすべき旨の査定をする（ただし、国際意匠登録出願の場合には、本意匠の意匠権の設定の登録を待ってから、関連意匠の登録査定を行う）。
- ② 本意匠に拒絶の理由がある場合、関連意匠は本意匠の登録を待たなければ登録をすることができない
 関連意匠に拒絶の理由がある場合、本意匠は、拒絶の理由がなければ関連意匠の結果を待たずに先に登録する。

【凡例】

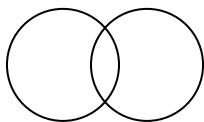
以下の説明において、各図は下記の意味を表すものとして使用する。



: 通常の意匠登録出願
 （関連意匠以外の意匠登録出願）

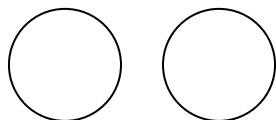


: 関連意匠の意匠登録出願

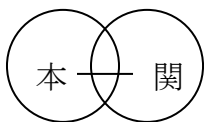


: 類似する関係

（注）円は類似範囲を表すものではなく、類似するという関係にあることを円の重なりで表したに過ぎない。

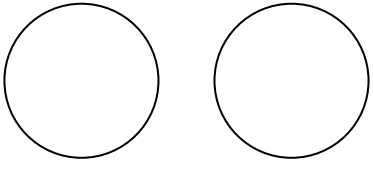


: 類似しない関係

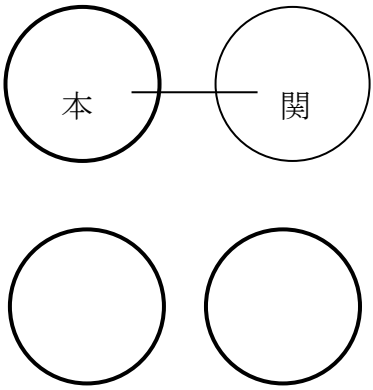


: 本意匠—関連意匠

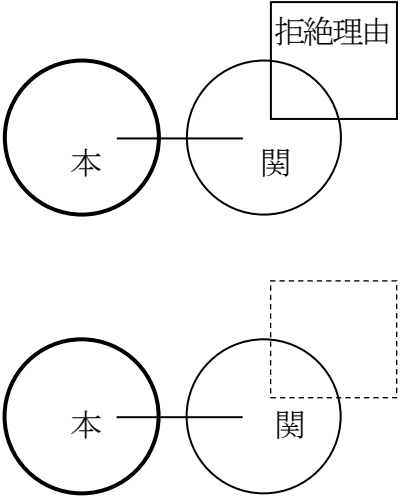
1 - 1. 同一に出願された類似しない意匠（通常出願）

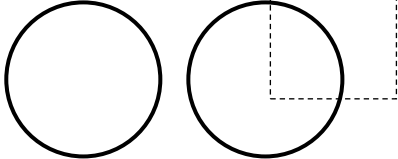
	・同一人、他人の場合とも、それぞれを通常の出願として登録する。
---	---

1 - 2. 同日に出願された類似しない意匠（一方が関連意匠の出願）

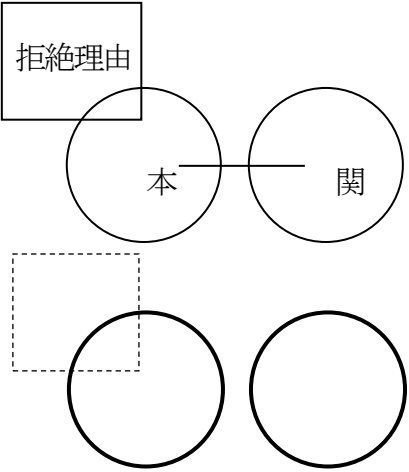
	・関連意匠の出願が本意匠に類似しない場合は、関連意匠の出願に対して、意10条1項の拒絶の理由を通知する。 ・拒絶の理由がない本意匠は、先に登録する。 ・関連意匠について、本意匠の表示欄を削除する補正が行われたとき、通常在意匠登録出願として登録する。
--	--

1 - 3. 本意匠に類似しない関連意匠出願に拒絶の理由がある場合

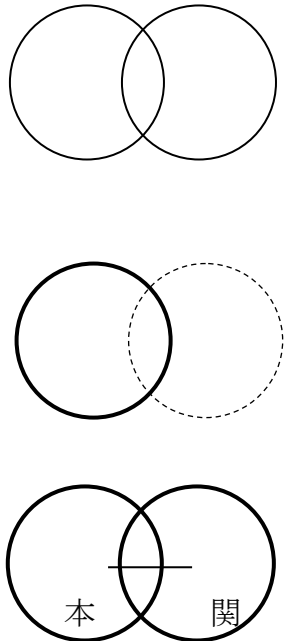
	・拒絶の理由のない本意匠は、先に登録する。 ・拒絶理由のある関連意匠に、拒絶の理由を通知する。 (あわせて、本意匠に類似しない旨を「なお書き」として記載する。) ・関連意匠について、拒絶の理由が解消し、関連意匠とすることを維持している場合は、意10条1項の拒絶理由を通知する。
---	--

	・関連意匠について拒絶の理由が解消し、本意匠の表示欄を削除する補正が行われたとき、通常の出願として登録する。
---	--

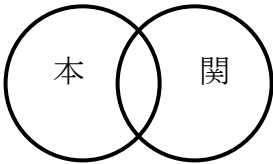
1 - 4. 本意匠に類似しない関連意匠出願の本意匠に拒絶の理由がある場合

	・本意匠に拒絶の理由を通知する。 ・関連意匠には、本意匠と類似せず、意10条1項に基づき、関連意匠として意匠登録を受けられない旨の拒絶の理由を通知する。 ・本意匠について、拒絶の理由が解消したときは、登録する。 ・関連意匠について、本意匠の表示欄を削除する補正が行われたとき、通常在意匠登録出願として登録する。
--	--

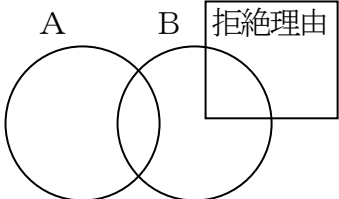
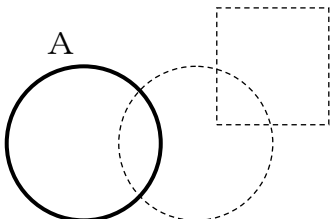
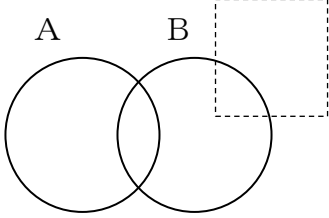
2 - 1. 同日に出願された類似する意匠（通常出願）

	・双方に、意9条4項に基づく協議を指令する。 ・同一人に係る出願の場合には、長官名の協議指令と共に審査官名の意9条2項に基づく拒絶の理由を通知する。 ・いずれか一方を選択する旨の届出があり、他方が取り下げられたときは、選択された一方を登録する。 ・届出がなく、一方の取下げのみが行われたときは、指定期間の経過後、協議の必要がなくなった他の一方を登録する。 ・同一人に係る出願（譲渡等によって同一人になった場合を含む）であって、届出と共に、一方を本意匠として他方をその関連意匠出願とする補正があったときは、両意匠を登録する。
---	---

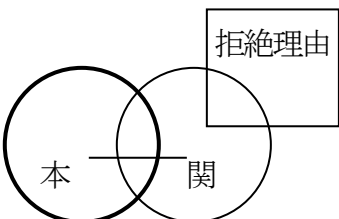
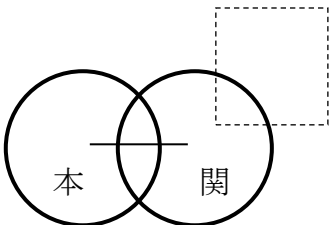
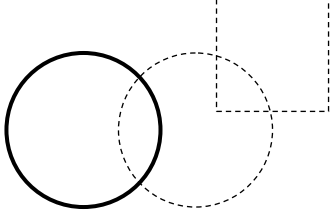
2 - 2. 同日に出願された類似する意匠（一方が関連意匠の出願）

	・ 本意匠とその関連意匠として出願され、類似すると認められるときは、両意匠を登録する。
---	---

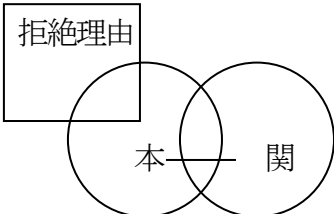
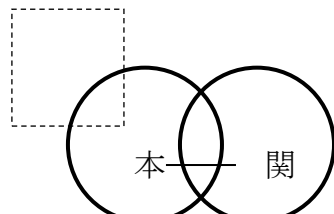
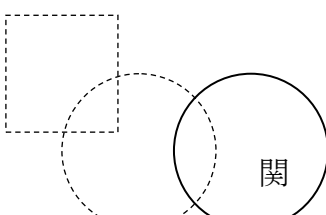
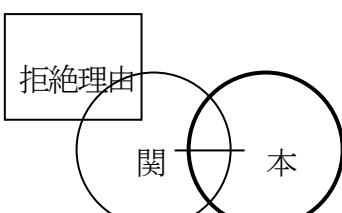
4 - 1. 同日に出願された類似する意匠（通常出願）の一方に拒絶の理由がある場合

	・拒絶理由がある出願Bに、その拒絶理由を通知する。 ・出願Bの結果によって協議が必要となる出願Aには、「待ち通知」を行う。
	・出願Bについて、拒絶の査定又は審決が確定したときは、出願Aを登録する。
	・出願Bの拒絶の理由が解消したときは、両意匠が意9条2項の規定に該当するものとなるので、双方に意9条4項に基づく協議を指令する。 (以降は、2 - 1. に同じ。)

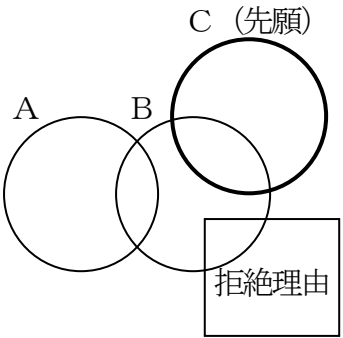
4 - 2. 同日に出願された類似する意匠の一方（関連意匠）に拒絶の理由がある場合

	・関連意匠に拒絶の理由を通知する。 ・拒絶の理由のない本意匠は、先に登録する。
	・関連意匠の拒絶の理由が解消したときは、関連意匠として登録する。
	・関連意匠について拒絶の査定又は審決が確定した場合、先に登録した本意匠のみが登録されることとなる。

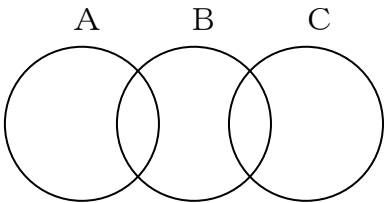
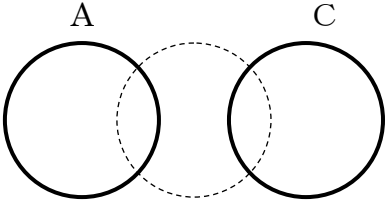
4 - 3. 同日に出願された類似する意匠の一方（本意匠）に拒絶の理由がある場合

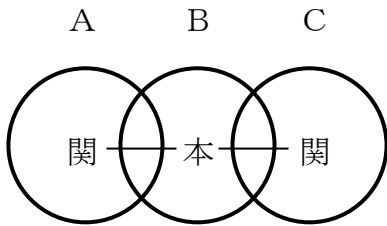
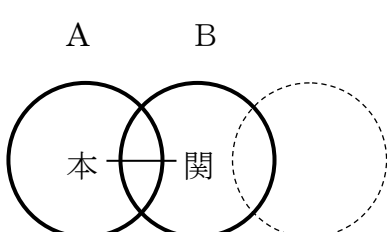
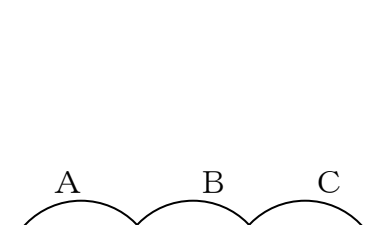
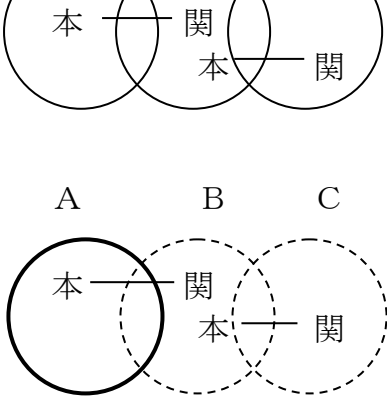
   	・本意匠に対して拒絶の理由を通知する。 ・関連意匠には「待ち通知」を行う。 ・本意匠の拒絶の理由が解消したとき、本意匠と関連意匠をいずれも登録する。 ・本意匠の拒絶の査定又は審決が確定したときは、関連意匠に対して、本意匠が存在せず関連意匠として登録を受けることができない旨の拒絶の理由（意10条1項）を通知する。 ・これに対して、本意匠の表示を削除する補正が行われたときは、通常の意匠登録出願として登録する。 ・なお、本意匠と関連意匠を入れ替える補正が行われたときは、拒絶の理由がないものとなる本意匠を先に登録する。 (4 - 2. 参照)
--	---

4 - 4. 同日に出願された類似する意匠の一方に意 9 条及び意 9 条以外の拒絶の理由がある場合

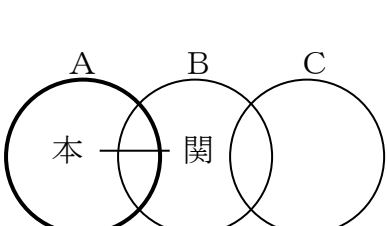
	・先願Cに拒絶の理由がなければ登録する。 ・類似する同日出願のいずれか（出願B）に、意 9 条及び意 9 条以外の拒絶の理由がある場合、意 9 条以外の拒絶の理由を先に通知する。 ・出願Bの結果によって協議が必要となる出願Aには、「待ち通知」を行う。 ・出願Bについて意 9 条以外の拒絶の理由が解消し、先願Cの意匠権の設定の登録がなされたときは、出願Bに対して意 9 条 1 項（先後願）の拒絶の理由を通知する。 （以降は、4 - 1. に同じ。また、一方が関連意匠の場合は、4 - 2. 4 - 3. に同じ。）
---	--

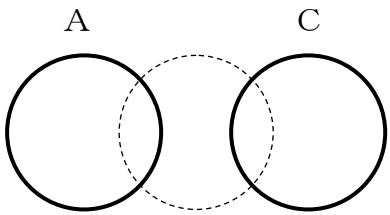
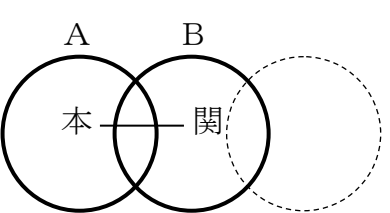
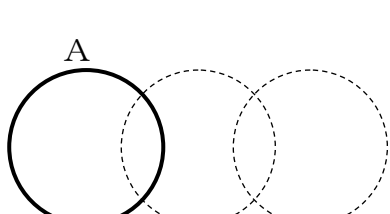
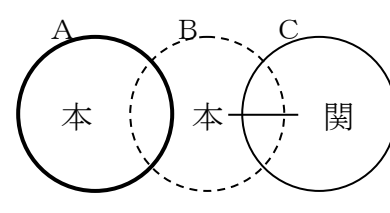
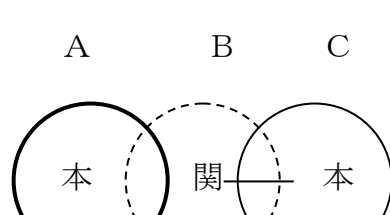
5 - 1. 同日に出願された類似する複数の意匠 - 三意匠の場合（通常出願）

	・A—B、B—Cの間にそれぞれ協議を指令する。
	・A—B間でAを選択する旨の届出、及びB—C間でCを選択する旨の届出があり、Bが取り下げられた場合は、A、Cを登録する。

	・三意匠が同一人に係る出願であって、Bを本意匠として他をその関連意匠とする補正があったときは、三意匠を登録する。
	・AあるいはCを本意匠とした場合には、Bはその関連意匠として登録を受けることができるが、本意匠とならなかったAあるいはCは、関連にのみ類似する意匠（意10条3項）に該当し、意匠登録を受けることができない。
	・左記の矛盾ある届出は、以下のように扱う。
	・A—Bの協議は成立していると認められるので、拒絶の理由のない意匠Aは登録する。 ・B—Cは、本意匠として選択したものが他の関連意匠となっており、協議が成立していると認められない。 ・出願B、Cは、意9条2項に基づく拒絶の対象となる。（他人の場合は、拒絶の理由を通知。同一人の場合、協議と共に通知している拒絶理由により拒絶の査定。） →先願の地位を有す。

5 - 2. 同日に出願された類似する複数の意匠 - 三意匠の場合（関連意匠）(1)

	・B—Cの間に協議を指令する。（本意匠—関連意匠の関係が成立するA—Bは、意10条1項により意9条2項の規定が適用されないため、協議指令の対象とならない。） ・拒絶の理由がない本意匠Aは、先に登録する。
---	--

	・ Cを選択する旨の届出があり、Bが取り下げられたときは、Cを登録する。
	・ Bを選択する旨の届出があり、Cが取り下げられたときは、BをAの関連意匠として登録する。
	・ B—C間の協議が不成立・不能の場合、協議結果の届出がない場合に、B、Cは拒絶の対象となる。（他人の場合、拒絶の理由を通知。同一人の場合、協議と共に通知している拒絶理由により拒絶の査定。）
	・ B—Cについて、本意匠とその関連意匠とする旨の届出と補正があったときは、以下のように扱う。 ・ 届出自体は成立していると認められるが、出願Bは、既登録のAと協議を要するものとなっていながら事実上協議することができないものとなるので、意9条2項に基づく拒絶の理由を通知する。 →拒絶の確定により先願の地位を有す。
	・ Bが本意匠の場合、上記の扱いによってBの拒絶が確定した後、出願Cは、本意匠が存在せず関連意匠登録を受けられない旨、意10条1項に基づく拒絶理由を通知する。→Cを通常の出願とする補正があれば、登録する。
	・ Cが本意匠の場合、拒絶の理由のない出願Cは、Bに関わらず登録する。

5 - 3. 同日に出願された類似する複数の意匠 - 三意匠の場合（関連意匠）（2）

	・本意匠に類似しないCは、関連意匠と認められず、意10条4項（関連意匠間に意9条2項を適用しない旨）の規定も受けないので、Bとの協議が必要となる。 ・B—C間に協議を指令する。（A、B、Cが相互に類似する関係（6—1. の関係）にないことを示すため、Cには、Aに類似しない旨を併せて記載する。） ・A—Bは、本意匠—関連意匠の関係が成立するので、意9条2項の規定を適用しない。 （以降は、前記5—2. に同じ。） ・拒絶の理由のない本意匠Aは、先に登録する。
	・B—Cについて、Cを選択し、なおAを本意匠とすることを維持する旨の届出があったときは、Cに対して意10条1項の拒絶の理由を通知する。
	・B—Cについて、いずれか一方を本意匠とし、他をその関連意匠とする旨の届出と補正があったときは、届出は成立していると認められるが、出願Bは登録を受けることができない。（前記、5 - 2. 参照）

5 - 4. 同日に出願された類似する複数の意匠 - 三意匠の場合（関連意匠）（3）

	・Cに対して、意10条1項に該当せず登録を受けられない旨の拒絶の理由を通知する。 ・拒絶理由のないA、Bは、本意匠—関連意匠として先に登録する。
	・Cについて、本意匠の表示欄を削除する補正が行われたとき、通常の意匠登録出願として登録する。

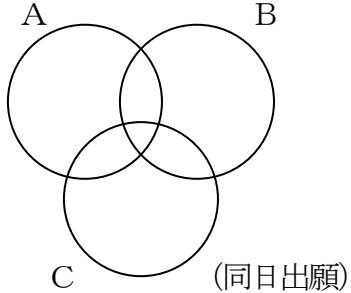
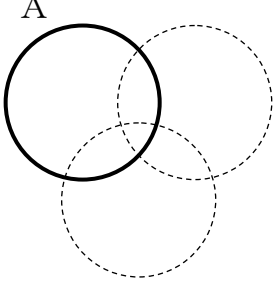
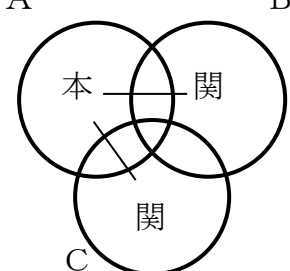
5 - 5. 同日に出願された類似する複数の意匠 - 三意匠の場合（関連意匠）（4）

	・本意匠に類似しないB、Cは、関連意匠として登録を受けることができない。 ・B—Cの間に協議を指令する。 （前記5—3. と異なることを示すために、B、Cとも本意匠に類似しない旨を「なお書き」として記載する。） ・拒絶の理由がない本意匠Aは、先に登録する。
	・B—Cについて、本意匠とその関連意匠とする旨の届出と補正があったときは、B、Cを登録する。
	・B—Cについて、BあるいはCの一方を選択し、Aを本意匠とすることを維持する旨の届出があったときは、選択されたBあるいはCに対して意10条1項の拒絶の理由を通知する。（1 - 2. 参照）

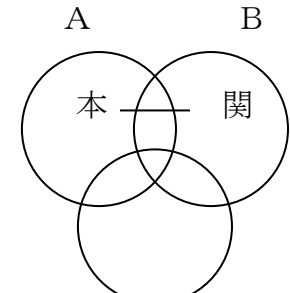
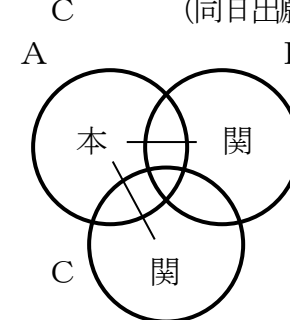
5 - 6. 同日に出願された類似する複数の意匠 - 三意匠の場合（関連意匠）（5）

	・B—Cの間に協議を指令する。 （前記5 - 2. と異なることを示すため、Bには、本意匠に類似しない旨を「なお書き」として記載する。）
	・拒絶の理由がない本意匠Aは、先に登録する。 ・B—Cについて、本意匠としその関連意匠とする旨の届出と補正があったときは、B、Cを同時に登録する。
	・BあるいはCの一方を選択する旨の届出があり、他の一方が取り下げられたときは、選択された意匠を登録する。
	・Cを取り下げ、Bを選択した場合であって、Aを本意匠とすることが維持されているときは、Bに対して意10条1項の拒絶の理由を通知する。（1 - 2. 参照）

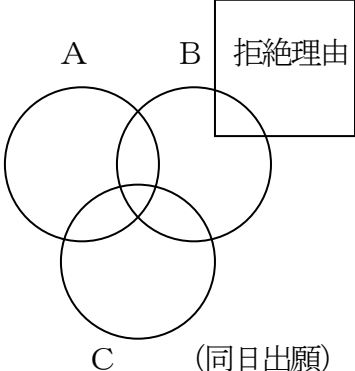
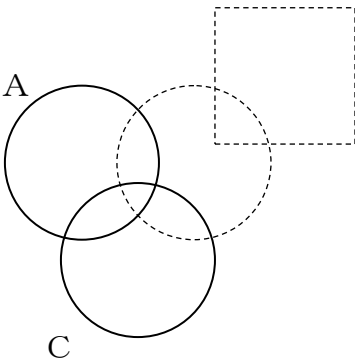
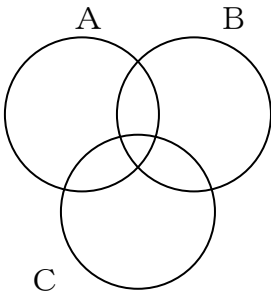
6 - 1. 同日に出願された相互に類似する複数の意匠（通常出願）

 (同日出願)  	・ A—B、B—C、C—Aの間にそれぞれ協議を指令する。 (A出願には、B、Cとの協議指令、 B出願には、A、Cとの協議指令、 C出願には、A、Bとの協議指令を行う。) ・ A、B、Cのいずれか一のみを選択する旨の届出があり、他が取下げられたときは、選択された一を登録する。 ・ 三意匠が同一人に係る場合であって、いずれか一を本意匠として、他をその関連意匠とする旨の届出と補正があったときは、三意匠を登録する。 (B—C間は、意10条4項により、意9条2項の規定は適用されないものとなる。)
--	---

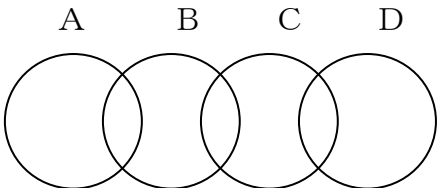
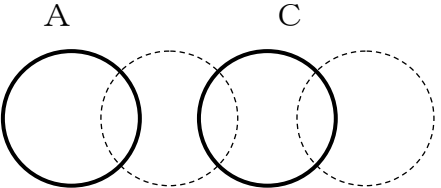
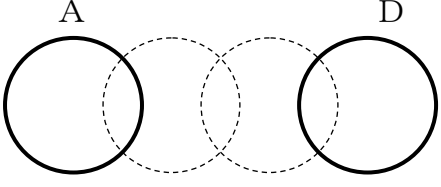
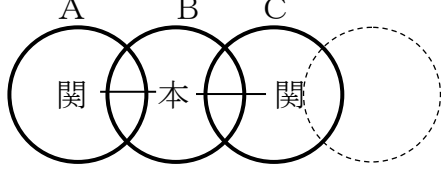
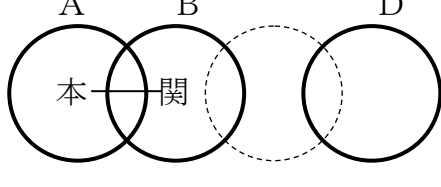
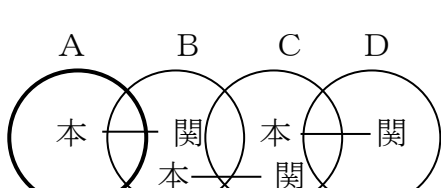
6 - 2. 同日に出願された相互に類似する複数の意匠（関連意匠）

 (同日出願) 	・ A—C、B—C間に協議を指令する。 (A—B間は、本意匠—関連意匠の関係が成立し、意10条1項により意9条2項の規定が適用されないので、協議を要しない。) ・ 三意匠が同一人に係り、Cについて、本意匠Aの関連意匠とする旨の届出と補正があったときは、三意匠を登録する。 (B—C間は、意10条4項により、意9条2項の規定は適用されないものとなる。)
---	--

6 - 3. 同日に出願された相互に類似する複数の意匠（通常出願）の一に、拒絶の理由がある場合

 (同日出願)	・拒絶の理由があるBに、その拒絶理由を通知する。 ・出願Bの結果によって協議が必要となる出願A、Cには、「待ち通知」を行う。
	・出願Bについて拒絶の査定又は審決が確定したときは、A—Cの間に協議を指令する。 (以降は、2—1. に同じ。)
	・出願Bの拒絶の理由が解消したときは、A—B、B—C、C—Aの間に協議を指令する。 (以降は、6—1. に同じ。)

7 - 1. 同日に出願された類似する複数の意匠 - 四意匠の場合（通常意匠）

	・ A—B、B—C、C—Dの間に協議を指令する。
	・ 各協議の一方を選択する旨の申出と、他方を取り下げることにより、隣接しない二意匠（「A、C」「B、D」「A、D」）が選択されたときは、それぞれを登録する。
	
	・ 届出と共に関連意匠とする補正を伴う場合であって、類似する三意匠を関連意匠として、「A—B—C」「B—C—D」の関係とする補正、
	あるいは、類似する二意匠を関連意匠として、「A—B、D」「B—D」「A、C—D」の関係とする補正があつたときには、それぞれ登録する。
	・ A—Bについては、Aを本意匠とし、 B—Cについては、Bを本意匠とし、 C—Dについては、Cを本意匠とする旨の届出と補正があつたときは、以下のように扱う。
	・ A—B間の協議は成立していると認められ、拒絶の理由のない意匠Aは、登録する。 ・ B—C、C—D間には、本意匠として選択した意匠が他の関連意匠となっており、協議が成立していると認められない。 ・ 出願B、C、Dは、意9条2項に基づく拒絶の対象となる。→先願の地位を有す。

7 - 2. 同日に出願された類似する複数の意匠 - 四意匠の場合（関連意匠）（1）

	・ C—Dの間に協議を指令する。 (以降、5—2. 参照) ・ 本意匠—関連意匠の関連が成立し、拒絶の理由のないA—Bは、先に登録する。
	・ C—Dについて、Dを選択する旨の届出とCの取下げがあった場合、Dを登録する。
	・ C—Dについて、本意匠とその関連意匠とする旨の届出と補正があったときの取扱いは、5—2. 参照。

7 - 3. 同日に出願された類似する複数の意匠 - 四意匠の場合（関連意匠）（2）

	・ 意10条1項の規定が適用されないB—Cの間に協議を指令する。 ・ 拒絶の理由がないA、Dは、先に登録する。
	・ B、Cのいずれか一方を選択する旨の届出があり他方が取り下げられたときは、選択された一方を関連意匠として登録する。

7 - 4. 同日に出願された類似する複数の意匠 - 四意匠の場合（関連意匠）（3）

A B C D	・ B—Cの間に協議を指令する。 ・ 拒絶の理由がないAは、先に登録する。 ・ 関連意匠Dには、「待ち通知」を行う。
A C D	・ Cが選択されBが取り下げられたときは、C、Dを本意匠—関連意匠として登録する。 ・ Bが選択されCが取り下げられたときは、BをAの関連意匠として登録する。
A B D	・ 意匠Dについて、本意匠の表示欄を削除する補正が行われれば、通常の意匠として登録する。

7 - 5. 同日に出願された類似する複数の意匠 - 四意匠の場合（関連意匠）（4）

A B C D	・ A—B、C—Dの間に協議を指令する。 (Cについては、本意匠Bに類似しない旨を「なお書き」として記載する。)
A B C D	・ A—Bについて、いずれか一方を選択するか、本意匠とその関連意匠とする旨の届出と補正があったときは、登録する。(2 - 1. 参照) ・ C—Dについて、いずれか一方を選択するか、本意匠とその関連意匠とする旨の届出と補正があったときは、登録する。
A B C	・ Dを取下げ、Cを選択して、Bを本意匠とすることを維持する届出があったときは、Cに対して、意10条1項の拒絶の理由を通知する。 (1 - 2. 参照)

7 - 6. 同日に出願された類似する複数の意匠 - 四意匠の場合（関連意匠）（5）

	・ C - D間に協議を指令する。 （Cについては、本意匠Aに類似しない旨を「なお書き」として記載する。） ・ 拒絶の理由がないA—Bは、先に登録する。
	・ C—Dについて、本意匠とその関連意匠とする旨の届出と補正があったときは、登録する。
	・ C—Dについて、Dを取下げ、Cを選択して、Aを本意匠とすることを維持する届出があったときは、Cに対して意10条1項の拒絶の理由を通知する。（5 - 4. 参照）

7 - 7. 同日に出願された類似する複数の意匠 - 四意匠の場合（関連意匠）（6）

	・ A—Bの間に協議を指令する。 ・ 拒絶の理由がないCは、先に登録する。 ・ 本意匠に類似しないDには、意10条1項の拒絶の理由を通知する。
	・ Dについて本意匠の表示欄を削除する補正があれば、通常の出願として登録する。 ・ A、B、Cの扱いは、5 - 2. 参照。

7 - 8. 同日に出願された類似する複数の意匠 - 四意匠の場合（関連意匠）(7)

	・ B—C、C—Dの間に協議を指令する。 （Bについては、本意匠Aに類似しない旨を「なお書き」として記載する。） ・ 拒絶の理由がないAは、先に登録する。 ・ B、C、Dの扱いは、5 - 1. 参照。
	・ Bを選択し、Aを本意匠とすることを維持する届出があったときは、Bに対して意10条1項の拒絶の理由を通知する。
	・ B、C、Dが同一人に係る出願であって、Cを本意匠とし、B、Dをその関連意匠とする補正があったときは登録する。

44. 06

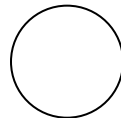
同一出願人により異なった日に出願された二以上の意匠登録出願についての
意匠法第9条及び第10条の適用について

<取扱いの原則>

- (1) 同人による類似の意匠について異なった日に二以上の意匠登録出願があった場合は、拒絶の理由のない最先の意匠登録出願に係る意匠を登録する。
- (2) 後の意匠登録出願に係る意匠については、その出願が最先の意匠登録出願に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前までに出版されており、最先の意匠登録出願に係る意匠を本意匠とする関連意匠の出願である場合には登録する。
- (3) 後の類似する出願には、先の出願の査定等の確定を待って何らかの通知を行う旨の通知書（待ち通知）を送付するが、類似する先願の出願番号は記載しない。

【凡例】

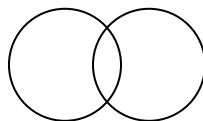
以下の説明において、各図は下記の意味を表すものとして使用する。



: 通常在意匠登録出願
(関連意匠以外の意匠登録出願)

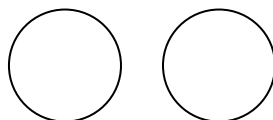


: 関連意匠の意匠登録出願

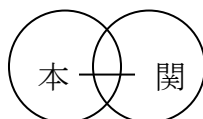


: 類似する関係

(注) 円は類似範囲を表すものではなく、類似するという関係にあることを円の重なりで表したに過ぎない。

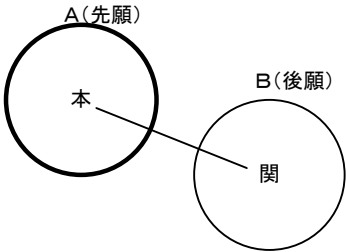
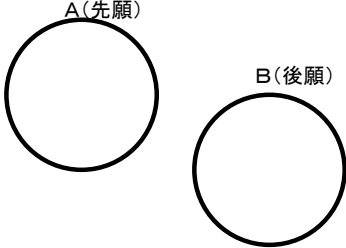


: 類似しない関係

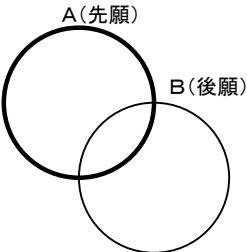
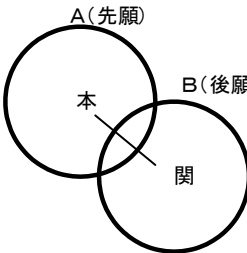


: 本意匠—関連意匠

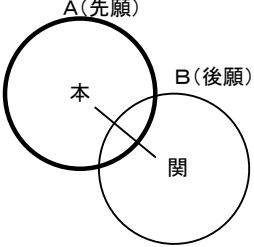
1 - 1 - 1. 異日に出願された類似しない意匠（後願が関連意匠の出願）

 	・先願Aに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Bの関連意匠が本意匠に類似しない場合は、意10条1項の拒絶の理由を通知する。 ・後願Bが通常在意匠（関連意匠以外の意匠）に補正された場合には、意匠Bを登録する。
--	--

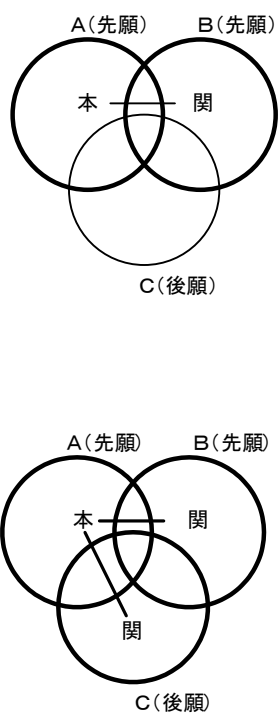
1 - 2 - 1. 異日に出願された類似する意匠（通常出願）

 	・先願Aに拒絶の理由がなければ登録する。 ・先願Aの意匠権の設定の登録がなされていない場合、後願Bには「待ち通知」を行う。 ・先願Aの意匠権の設定の登録がなされた場合に、後願Bに対して、意9条1項の拒絶理由を通知する。 （この際、「なお、この意匠登録出願に対して上記意匠登録第〇〇〇号の意匠（意匠A）を本意匠とする補正をした場合には、この拒絶理由は解消します。」との旨の「なお書き」を記載する。） ・後願Bについて、意匠Aを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、後願Bを登録する。
--	--

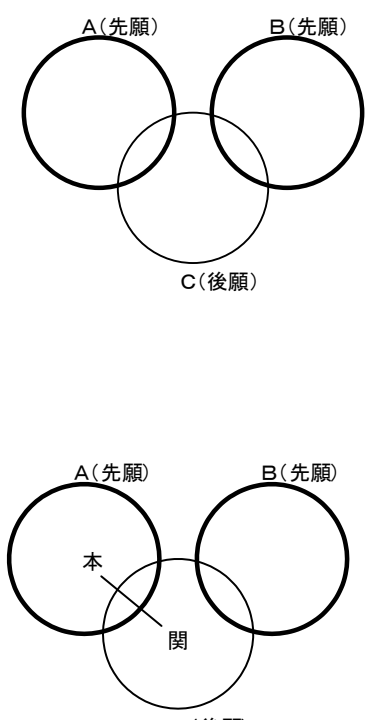
1 - 2 - 2. 異日に出願された類似する意匠（後願が関連意匠の出願）

	・先願Aに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Bに拒絶の理由がなければ、登録する。
---	---

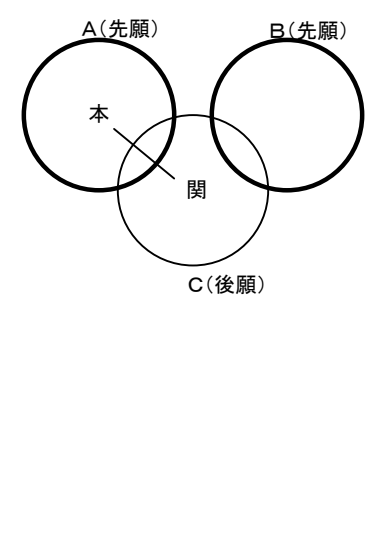
1 - 3 - 1. 異日に出願された類似する意匠（後願意匠が先願の本意匠とその関連意匠に類似する場合）

	・先願A及び先願Bに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Cには「待ち通知」を行う。 ・先願A及び先願Bの意匠権の設定の登録がなされた場合に、後願Cに対して、両先願意匠を引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を通知する。 （この際、「なお、この意匠登録出願に対して上記意匠登録第〇〇〇号の意匠（意匠A）を本意匠とする補正をした場合には、この拒絶理由は解消します。」との旨の「なお書き」を記載する。） ・後願Cについて、意匠Aを本意匠とする関連意匠に補正された場合は登録する。
--	--

1 - 3 - 2. 異日に出願された類似する意匠（後願意匠が二の通常の先願意匠に類似する場合）

	・先願A及び先願Bに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Cには「待ち通知」を行う。 ・先願A及び先願Bの設定登録がなされた場合に、後願Cに対して両先願意匠を引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を通知する。（この際、「なお、この意匠登録出願を上記登録意匠のいずれかを本意匠とする関連意匠の出願に補正しても、他方の登録意匠に対しては意匠法第10条第1項の規定の適用を受けることができないため、登録を受けることができません」との旨の「なお書き」を記載する。） ・後願Cがいずれかの先願の意匠を本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、他方の先願に係る拒絶の理由により拒絶する。
--	---

1 - 3 - 3. 異日に出願された類似する意匠（後願意匠が二の先願の通常意匠に類似し、その一を本意匠として選択している場合）

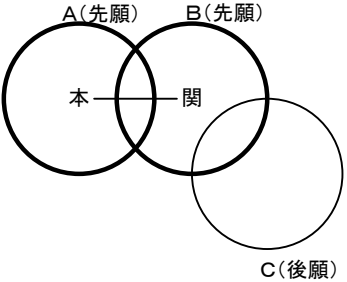
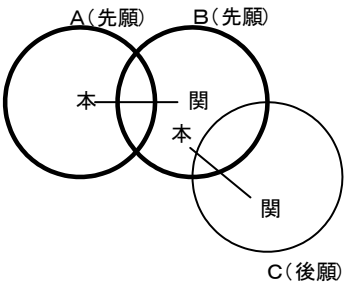
	・先願A及び先願Bに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Cには「待ち通知」を行う。 ・先願A及び先願Bの意匠権の設定の登録がなされた場合に、意匠Cは、意匠Bと類似するため意9条1項の規定に該当し、登録を受けることができないため、後願Cに対して意匠Bを引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を通知する。（この際、「なお、この意匠登録出願を、上記意匠登録第〇〇〇号の意匠（意匠B）を本意匠とする関連意匠の出願に補正しても、本願意匠は意匠登録第〇〇〇号の意匠（意匠A）にも類似し、両先願意匠について同時に意匠法第1
---	---

	0条第1項の規定の適用を受けることができないため、登録を受けることができません。」との旨の「なお書き」を記載する。） ・後願Cが意匠Bを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、先願Aを引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を新たに通知する。
--	---

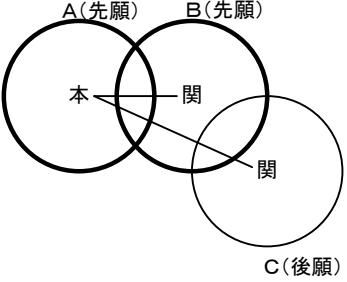
1 - 3 - 4. 異日に出願された類似する意匠（後願意匠が先願の通常意匠と先願の関連意匠に類似する場合）

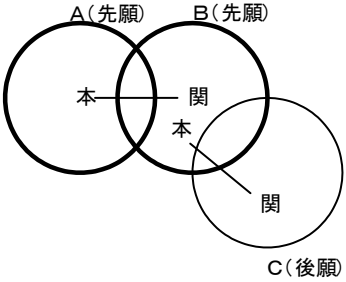
	・先願A、先願B及び先願Cに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Dには「待ち通知」を行う。 ・先願A、先願Bの設定登録がなされた場合に、後願Dに対して意匠A及び意匠Bを引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を通知する。 （この際、「なお、この意匠登録出願を上記意匠登録第〇〇〇号の意匠（意匠A）を本意匠とする関連意匠の出願に補正しても、本願の意匠は上記意匠登録第〇〇〇号の意匠（先願B）とも類似し、意匠法第9条第1項の拒絶の理由を解消できないため、登録を受けることができません。」との旨の「なお書き」を記載する。） ・後願Dが意匠Aを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、意匠Bを引用意匠とした意9条1項の拒絶理由により拒絶する。
--	--

1 - 4 - 1. 異日に出願された類似する意匠（後願意匠が先願の関連意匠にのみ類似する通常出願に係る意匠の場合）

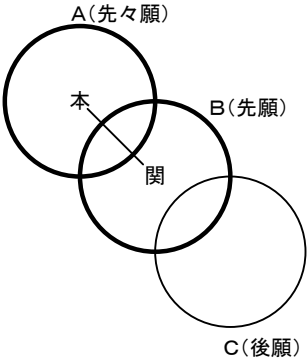
 	・先願A及び先願Bに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Cには「待ち通知」を行う。 ・先願Bの意匠権の設定の登録がなされた場合に、後願Cに対して意匠Bを引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を通知する。（この際、「なお、この意匠登録出願を上記意匠登録第〇〇〇号の意匠（意匠B）を本意匠とする関連意匠に補正しても、意匠登録第〇〇〇号の意匠（意匠B）は関連意匠として登録されているので、意匠法第10条第1項の規定の適用を受けることができないため、本願は登録を受けることができません。」との旨の「なお書き」を記載する。） ・後願Cが意匠Bを本意匠とする関連意匠に補正された場合には、意匠Bが既に関連意匠として登録されているので10条1項の規定の適用を受けることができないことから、後願Cは意9条1項の拒絶の理由が解消されないので拒絶する。
--	--

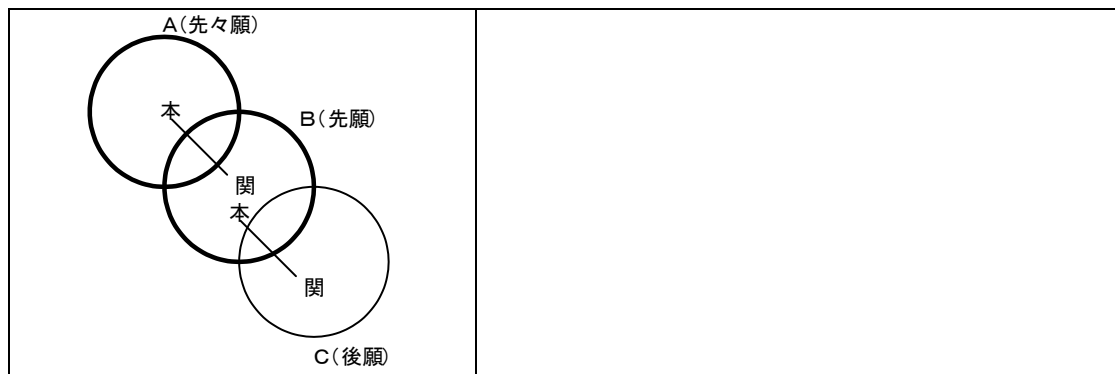
1 - 4 - 2. 異日に出願された類似する意匠（後願意匠が先願の関連意匠にのみ類似し本意匠に類似しない場合）

	・先願A及び先願Bに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Cには「待ち通知」を行う。 ・先願Bの意匠権の設定の登録がなされた場合に、後願Cに対して意匠Bを引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を通知する。（この際、「なお、この意匠登録出願の意匠は、本意匠として出願した意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇号（意匠登録第〇〇〇号）の意匠（意匠A）とは類似して
---	--

	いないものと認められます。また、この意匠登録出願を、上記意匠登録第〇〇〇号の意匠（意匠B）を本意匠とする関連意匠に補正しても、登録意匠第〇〇〇号の意匠（意匠B）は関連意匠として登録されているので、意匠法第10条第1項の規定の適用を受けることができないため、登録を受けることができません。」との旨の「なお書き」を記載する。） ・後願Cが意匠Bを本意匠とする関連意匠に補正された場合には、意匠Bが既に関連意匠として登録されているので10条1項の規定の適用を受けることができないことから、後願Cは意9条1項の拒絶の理由が解消されないので拒絶する。
---	---

1 - 4 - 3. 異日に出願された類似する意匠（後願意匠が先願の関連意匠にのみ類似する通常出願に係る意匠の場合）

	・先々願A及び先願Bに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Cには「待ち通知」を行う。 ・先願Bの意匠権の設定の登録がなされた場合に、後願Cに対して意匠Bを引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を通知する。（この際、「なお、この意匠登録出願を、上記意匠登録第〇〇〇号の意匠（意匠B）を本意匠とする関連意匠に補正しても、意匠登録第〇〇〇号の意匠（意匠B）は関連意匠として登録されているので、意匠法第10条第1項の規定の適用を受けることができないため、本願の意匠は登録を受けることができません」との旨の「なお書き」を記載する。） ・後願Cが意匠Bを本意匠とする関連意匠に補正された場合には、意匠Bが既に関連意匠として登録されているので10条1項の規定の適用を受けることができないことから、意9条1項の拒絶の理由が解消されないので拒絶する。
---	--



2 - 1 - 1. 異日に出願された類似する意匠（同日に出願された類似しない本意匠と関連意匠を含む場合）

A(先願) 関 本 B(後願) C(後願)	・先願A及び後願Cに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Bには「待ち通知」を行う。 ・先願Aの意匠権の設定の登録がなされた場合に、後願Bに対し意匠Aを引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を通知する。（この際、「なお、この意匠登録出願の意匠は、本意匠として出願した意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇号の意匠（意匠C）とは類似しないものと認められます。」及び「この意匠登録出願に対して、上記意匠登録第〇〇〇号の意匠（意匠A）を本意匠とする補正をした場合には、この拒絶理由は解消します。」との旨の「なお書き」を記載する。） ・後願Bが意匠Aを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、後願Bを登録する。
--	--

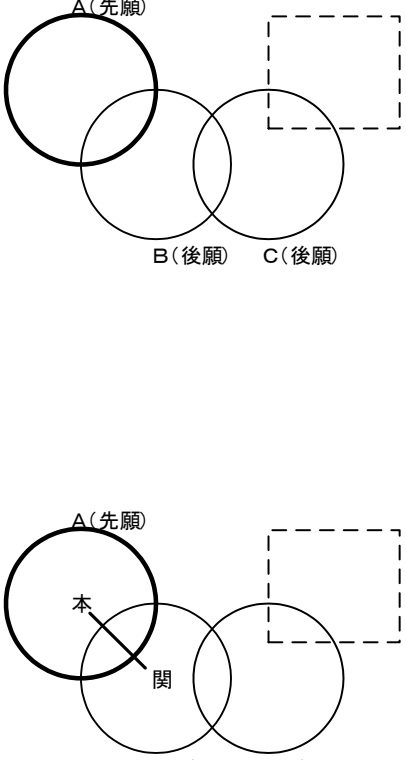
2 - 2 - 1. 異日及び同日に出願された類似する複数の意匠

A(先願) B(後願) C(後願)	・先願Aに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願B及び後願Cには「待ち通知」を行う。 ・先願Aの意匠権の設定の登録がなされた場合に、後願Bに先願Aを意9条1項の拒絶の理由として通知する。（この際、「なお、この意匠登録出願の意匠は、この意匠登録出願と同日に出願された自己の意匠登録出願の意匠（意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇号の意匠）（意匠C）とも類似するものと認められ、意匠法第9条第2項の規定にも該当します。」との旨の「なお書き」を記載する。） ・後願Cには、同日に出願された意匠Bのみと類似する旨を記載した「待ち通知」を行う。
--	---

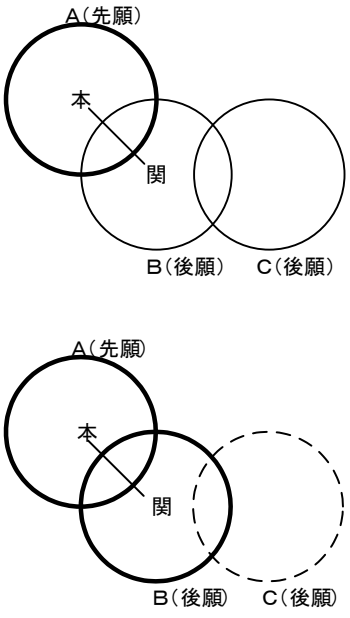
	・後願Cが取り下げられ、後願Bが意匠Aを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、後願Bを登録する。 ・後願Bが取り下げられた場合には、後願Cを登録する。 ・後願Bについて、意匠Aを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、後願B及び後願Cに協議を指令する。（この際、後願Bには、「なお、この意匠登録出願の意匠は、本意匠として出願した意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇号（意匠登録第〇〇〇号）の意匠（意匠A）と類似しているものと認められます。」との旨の「なお書き」を記載する。）（その後の取り扱いは、2－2－3．参照。）
--	---

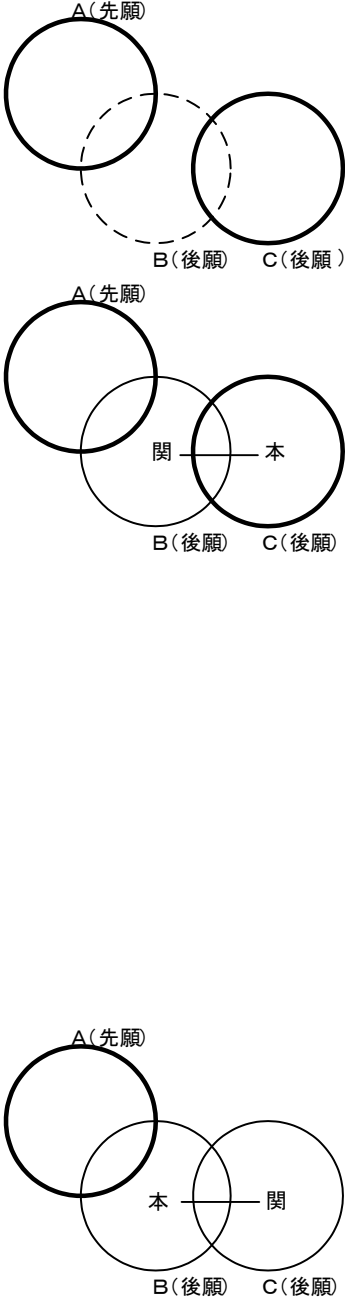
2 - 2 - 2. 異日及び同日に出願された類似する複数の意匠（拒絶理由を有する出願を含む場合）

	・先願Aに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Bには「待ち通知」を行う。 ・後願Cには、拒絶理由を通知する。 ・先願Aの意匠権の設定の登録がなされ、後願Cの拒絶査定が確定した場合に、後願Bに先願Aを意9条1項の拒絶の理由として通知する。 ・後願Bについて、意匠Aを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、後願Bを登録する。
--	--

	・先願Aの意匠権の設定の登録がなされ、後願Cの拒絶理由が解消した場合は、後願Bに対し先願Aを引用意匠とする9条1項の拒絶理由を通知する。（この際、後願Bには「この意匠登録出願の意匠は、この意匠登録出願と同日に出願された自己の意匠登録出願の意匠（意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇号の意匠）（意匠C）に類似するものと認められ、意匠法第9条第2項の規定にも該当します。」との旨の「なお書き」を記載する。） ・後願Cには、同日に出願された意匠Bと類似する旨を記載した「待ち通知」を行う。 ・後願Bが意匠Aを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、後願Bと後願Cに協議を指令する。（その後の取り扱いは、2－2－3．参照。）
--	---

2 - 2 - 3. 異日及び同日に出願された類似する複数の意匠（先願意匠を本意匠とする関連意匠を含む場合）

	・先願Aに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Bと後願Cの間に協議を指令する。（この際、後願Bには、「なお、この意匠登録出願の意匠は、本意匠として出願した意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇号（意匠登録第〇〇〇号）の意匠（意匠A）と類似しているものと認められます。」との旨の「なお書き」を記載する。） ・後願Cが取り下げられた場合は、意匠Bを登録する。
---	--

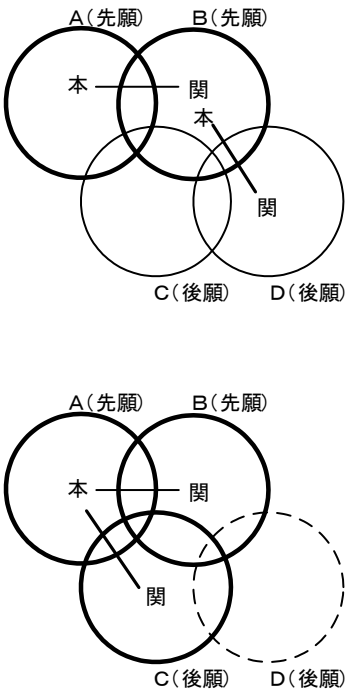
 Top diagram: A (先願) overlaps with B (後願) and C (後願) (dashed lines). Middle diagram: A (先願) overlaps with B (後願) and C (後願) (solid lines). The overlap of B and C is labeled '本' (Main) and '関' (Related). Bottom diagram: A (先願) overlaps with B (後願) and C (後願) (solid lines). The overlap of B and C is labeled '本' (Main) and '関' (Related).	・後願Bが取り下げられた場合は、意匠Cを登録する。 ・意匠Cを本意匠とし、意匠Bをその関連意匠とする補正がされた場合は、出願B－C間では協議は成立しているので後願Cを登録するが、後願Bには意匠Aを引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を新たに通知する。（この際、「なお、この意匠登録出願を、上記意匠登録〇〇〇号の意匠（意匠A）を本意匠とする関連意匠の出願に補正しても、本願意匠は意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇号（意匠登録第〇〇〇号）の意匠（意匠C）にも類似し、両意匠について同時に意匠法第10条第1項の規定の適用を受けることができないため、登録を受けることができません。」との旨の「なお書き」を記載する。） （これに対し、意匠Aを本意匠とする関連意匠に補正がされた場合には、後願Bは、再度後願Cとの協議関係が生じるが、後願Cは既に登録されており協議不能となるため、後願Bに対し、意匠Cを引例とする意9条2項の拒絶理由を通知する。） ・後願Bを通常の出願とし、意匠Cを意匠Bを本意匠とする関連意匠の出願にする補正が行われた場合は、後願Bには意匠Aを引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を通知する。
---	---

2 - 3 - 1. 同日に出願された類似する意匠（異日に出願された類似しない本意匠と関連意匠を含む場合）

Top scenario: A (先願) design '本' (Main) and B (後願) design '関' (Related) overlap. C (後願) design also overlaps with B. Bottom scenario: A (先願) design '本' (Main) and B (後願) design '関' (Related) overlap. C (後願) design also overlaps with B.	・先願Aに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Bと後願Cの間に協議を指令する。（この際、後願Bには、「なお、この意匠登録出願の意匠は、本意匠として出願した意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇号（意匠登録第〇〇〇号）の意匠（意匠A）とは類似していないものと認められます。」との旨の「なお書き」を記載する。） ・後願Bが意匠Cを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合（又は後願Bを通常の出願に補正し、後願Cを意匠Bを本意匠とする関連意匠の出願にする補正が行われた場合）には、後願B及び後願Cを登録する。
--	---

2 - 4 - 1. 異日及び同日に出願された意匠に類似する意匠（関連意匠にのみ類似する意匠を含む場合）

Top scenario: A (先願) design '本' (Main) and B (先願) design '関' (Related) overlap. C (後願) design and D (後願) design also overlap with B.	・先願A及び先願Bに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願C及び後願Dには「待ち通知」を行う。 ・先願A及び先願Bの意匠権の設定の登録がなされた場合に、後願Dに対して意匠Bを引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を通知する。（この際、「なお、この意匠登録出願を、上記意匠登録第〇〇〇号の意匠（意匠B）を本意匠とする関連意匠の出願に補正しても、意匠登録第〇〇〇号の意匠は関連意匠として登録されているので、意匠法第10条第1項の規定の適用を受けることができないため、登録を受けることができません。」及び「この意匠登録出願の意匠は、この意匠登録出願と同日に出願された自己の意匠登録出願の意匠（意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇号の意匠）（意匠C）とも類似するものと認められ、意匠法第9条第2項の規定にも該当します。」との旨の「なお書き」を記載す
---	---

	る。) ・後願Cに対しては、意匠A及び意匠Bを引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を通知する。 （この際、「なお、この意匠登録出願に対して上記意匠登録第〇〇〇号（先願A）の意匠を本意匠とする補正をした場合には、この拒絶理由は解消しますが、この意匠登録出願の意匠は、この意匠登録出願と同日に出願された自己の意匠登録出願の意匠（意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇号の意匠）（意匠D）に類似するものと認められ、意匠法第9条第2項の規定にも該当します。」との旨の「なお書き」を記載する。） ・後願Dが意匠Bを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、意匠Bは既に関連意匠として登録されており意10条1項の規定の適用を受けることができない。したがって、後願Dは、意9条1項の拒絶の理由が解消されないので、拒絶する。 ・後願Dの拒絶査定が確定し、後願Cが意匠Aを本意匠とする関連意匠に補正された場合には後願Cを登録する。
--	--